

| | |
|--|-----------|
| 特許法関連の改正実態及び重要動向overview | 3 |
| 専利法（特許、意匠、実用新案を含む）改正議題及び進度（2008）..... | 3 |
| 新たな特許制度へ（2009.01）..... | 3 |
| (1)-1 特許法関連の改正実態及び重要動向 2006-200907 | 4 |
| 1 特許権の法改正 - 強制実施 | 4 |
| 01 特許権の強制実施要件緩和 改正案が委員会審査を通過（2006.12）..... | 4 |
| 02 CD-R特許権の強制実施、欧州委員会に不服申立て フィリップス（2007.01）..... | 4 |
| 03 強制実施の要件緩和に向け特許法改正へ パブリックコメント募集（2007.01）..... | 4 |
| 04 CD-R特許強制実施廃止、専門調査委員会 初審査で結論に至らず（2007.02/2007.03）..... | 5 |
| 05 台湾初の特許権の強制実施が廃止へ（2007.05）..... | 5 |
| 06 特許法の大幅改正、実務関連公聴会第一弾 3月4日に登場（2008.02）..... | 6 |
| 07 特許権の強制実施、法改正進む（2008.07）..... | 6 |
| 08 特許法に間接侵害規定導入の方針（2008.11）..... | 7 |
| 09 特許表示なくても損害賠償請求が可能 法改正検討中（2009.03）..... | 8 |
| 10 台湾の「特許間接侵害」（2009.07）..... | 8 |
| 2 特許権の法改正 - 意匠..... | 10 |
| 01 意匠（新式様専利）法が大幅な改正へ 画面デザインへの保護対象の拡大（2006.06）..... | 10 |
| 02 半導体意匠特許出願の実務（2009.07）..... | 10 |
| 3 特許権の法改正 - 医・農薬品特許 / 動植物特許..... | 13 |
| 01 医薬品関連特許に係る強制実施に関する「専利法の一部を改正する案」（2006.04）..... | 13 |
| 02 ジェネリック医薬品の研究・試験免責をめぐる専利法 ^{注1} 改正（2006.04）..... | 14 |
| 03 バイオ特許国際シンポジウム 世界の動向と現状を内外第一線の専門家が語る（2006.09）..... | 15 |
| 04 漢方薬特許審査基準 早ければ年内にも運用開始へ（2007.10）..... | 16 |
| 05 特許法の大幅改正検討中、動植物特許や研究試験免責がポイント（2008.01）..... | 16 |
| 06 TRIPS協定第31条ノ1を閣議決定 立法院で09年までに批准を（2008.04）..... | 17 |
| 07 医・農薬品特許権利期間 2~5年間延長の方針（2008.10）..... | 17 |
| 08 医薬品・農薬品特許権延長 発売許可証取得期間2年以上が必要な制限は撤廃へ(2009.03/2009.02) | 18 |
| 09 品種の特許法の適用対象に 農作物への保護拡大目指す、農業委員会（2009.04）..... | 18 |
| 10 特許法改正案、発売認可取得のための試験・研究等 特許権の効力及ばず（2009.05）..... | 19 |
| 4 特許権の法改正 - 特許の出願 / 審査 / 行政救済..... | 21 |
| 01 同一技術で特許と実用新案の同時出願が可能か？ 賛否両論（2006.07）..... | 21 |
| 02 ドラえもん「どこでもドア」が実用新案出願対象になりうるか？（2006.07）..... | 21 |
| 03 ソフトウェア発明審査基準が改定へ 欧米制度との不調和を懸念する声も（2006.08）..... | 22 |
| 04 外国人の優先権主張 相互承認の公告日かWTO加盟日が決め手（2006.09）..... | 22 |
| 05 特許手続審査基準の簡素化、改訂版 25日から適用（2006.09）..... | 23 |
| 06 特許データベース充実化計画 本格化へ、知的財産局（2006.10）..... | 23 |

| | | |
|----|---|----|
| 07 | 特許商標行政救済手続き簡素化 現行四審級から三審級へ (2006.10)..... | 23 |
| 08 | 知的財産局に「特許再審査委員会」設置方針 (2006.11)..... | 24 |
| 09 | 特許出願、審査官との面接 テレビ会議でもOK (2006.11)..... | 24 |
| 10 | 実用新案技術報告交付前 権利者に説明の機会を (2006.12)..... | 24 |
| 11 | 特許審査情報透明化に新しい措置 (2006.12)..... | 24 |
| 12 | 同一技術につき特許と実用新案の同時出願が可能へ (2006.12)..... | 25 |
| 13 | 特許料金改定 請求項毎に計算、無用な特許出願の抑制 (2007.03)..... | 25 |
| 14 | 特許・商標関連行政救済手続き簡素化へ 権利化所要時間の大幅短縮 (2007.10)..... | 25 |
| 15 | 実用新案や商標の審査待ち時間 大幅短縮へ (2007.11)..... | 26 |
| 16 | 技術審査官訓練 特許訴訟審理効率化図る(2008.01)..... | 26 |
| 17 | 特許審査通知への指定返答期間 9月1日から月間で計算(2008.06-2008.07)..... | 26 |
| 18 | 特許・商標の電子出願 普及促進策として手数料軽減(2008.09)..... | 27 |
| 19 | 智慧局衡平客観条件之差異自 97年1月1日起調整国外發明、新式樣專利初審及再審査案件之申復期間..... | 27 |
| 20 | 特許出願の加速審査請求制度 1月1日から実施開始..... | 28 |
| 21 | 台湾特許審査の加速審査請求制度(PPH) 2009年1月1日より試験実施開始——經濟部知的財産局特許審査の迅速化請求制度案内..... | 28 |
| 22 | 台湾特許審査の加速審査制度の試行現状について - 早期の制度利用のご案内..... | 29 |

特許法関連の改正実態及び重要動向overview

専利法（特許、意匠、実用新案を含む）改正議題及び進度（2008）

今回の専利法改正方針には以下五大議題が含まれており、現在までの改正進度の説明は以下の通りである。:

- (一)、動植物特許開放について：2006年5/19公聴会開催。
- (二)、公共衛生について：2006年4/11及び4/17公聴会開催。
- (三)、意匠制度の変革：2006年6/26公聴会開催。
- (四)、その他実務上の需要に応じた改正及び専利法現行規定の全面検討について：2006年12/26一案件二申請及び実用新案制度の全体政策に関する公聴会開催。その他、各界の関心が高い特許年金追加納付、補充・修正期限及び各項の緩和事項について2008/3/7より4回にわたり公聴会開催。
- (五)、智慧財産法院（知的財産裁判所）設立に伴う複審（審決）及び争議審議チーム発足：2006年11/2日「専利商標行政救済手続き改正諮問会議」座談会開催。専門家を招いた座談会で、今回の専利法に於ける当該部分改正案に対する各界の支持を募る。
- (六)、特許主務官庁による強制実施について：2008年7月8日法改正諮問座談会開催、8月18日公聴会開催。

情報源：知的財産局

新たな特許制度へ（2009.01）

知的財産局で長いこと検討されてきた特許法改正案は間もなく提出する見通し。各界の意見を聴いてから立法院に送られることになっている。施行されて以来最大の調整が行われる見込みで、法案の骨子だけでも説明しておきたい。

改正案は次の五つのスケルトンになっている。

一．ハーモナイゼーションの推進：

- 1．優先権証明書類の法定補正期限について、外国人出願の利便性を考慮して、現行の「出願日から4ヶ月以内に」から「最も先の優先日から16ヶ月以内に」に改める。
- 2．法定期限内に書類の補正又は特許料の納付をしない場合、故意に遅延した場合を除き、回復の申請を可能にする。
- 3．公共衛生の必要に応じて、WTO加盟国なら国家緊急危難その他の緊急事態が発生した場合や公共利益増進のための非営利的使用目的であれば、発展途上国と後発発展途上国が必要とする医薬品へのアクセスを特許権の強制実施を通じて容易にする。

二．産業のニーズにあわせて：

- 1．動植物特許の解禁：遺伝子組み換えが行われた動植物に関して特許出願・登録を認める。
- 2．同一の者が同一の技術について同日に特許と実用新案登録出願を提出した場合、実用新案の登録が認められたときは、特許の実体審査の査定前に実用新案権の放棄を出願人に知らせ、いずれの権利を択一して行使してもらう。
- 3．「特許実施」という用語を「強制授權（強制実施許諾）」に修正するとともに、「合理的な商業条件」及び「一定の期間内に協議が達成できない」という強制実施の「事由」を「前提条件」に改める。また競争制限に違反し、公平取引委員会の処分を受けた者は、処分が「確定する」のを待たずに「強制授權」の請求ができるようにする。

三．特許制度そのものについて：新式様専利（意匠）の名称を「設計専利」に修正するほか、部分意匠、組物意匠、画面デザインといわれるアイコンとグラフィカル・ユーザー・インターフェイス（Graphical User Interface, GUI）に係るデザインの意匠登録出願を認める。

四．権利救済：

- 1．特許権利侵害に関連する主観要件、類型、賠償請求範囲及び表示について大幅な改正が行われる。
- 2．間接侵害については、各界の意見を聴いてから決める。

五．その他：

- 1．外国語訳本で出願日を取得する種類に関する制限は今のところないが、今後は何らかの制限を加える。
- 2．無効審判に関し、同一出願における異なる技術について請求することができ、必ずしも出願に係る技術の全てに請求するとは限らない。知的財産局は複数の無効審判請求案件をまとめて審査することができ、また審決を一つにまとめることもできる。
- 3．特許料の追納は月ごとに割合に応じて納めさせる。（2009.01）

情報源：知的財産局

(1)-1特許法関連の改正実態及び重要動向 2006-200907

| 1 特許権の法改正 - 強制実施 | |
|------------------|---|
| 01 | 特許権の強制実施要件緩和 改正案が委員会審査を通過 (2006.12) |
| 02 | CD-R 特許権の強制実施、欧州委員会に不服申立て フィリップス (2007.01) 台湾を WTO に提訴か？ 知的財産局は適法な処分と強調 |
| 03 | 強制実施の要件緩和に向け特許法改正へ パブリックコメント募集 (2007.01) 欧州商工会議所が強く反対 経済部「世界的ルールと国内法に則って対処」 |
| 04 | CD-R 特許強制実施廃止、専門調査委員会 初審査で結論に至らず (2007.02-2007.03) 米 ITC 最終決定 フィリップスが逆転勝訴、欧州委員会も 5月に台湾現地調査へ 知的財産局に逆風強まる中 強制実施要件緩和に急ブレーキ |
| 05 | 台湾初の特許権の強制実施が廃止へ (2007.05) |
| 06 | 特許法の大幅改正、実務関連公聴会第一弾 3月4日に登場 (2008.02) |
| 07 | 特許権の強制実施、法改正進む (2008.07) |
| 08 | 特許法に間接侵害規定導入の方針(2008.11) |
| 09 | 特許表示なくても損害賠償請求が可能 法改正検討中 特許権侵害につき法定賠償金 間接侵害も導入の方針 (2009.03) |
| 10 | 台湾の「特許間接侵害」(2009.07) |

01 特許権の強制実施要件緩和 改正案が委員会審査を通過 (2006.12)

専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）に定める特許権の強制実施許諾請求の要件が緩和される見通しになった。議員立法の形で提出された同法第76条第2項を改正する案が、28日に立法院（国会）経済及びエネルギー委員会での審査会議を通過したのを受けて、特許権者が特許権を濫用することによって、競争を制限し若しくは不正競争を行った場合、その影響を受けた相手方が処分若しくは判決が確定するのを待たずに、直接知的財産局に強制実施を請求することができる。これにより、不利益を受けた関係者に対するより効果的かつスピーディな救済を図りたいとしている。

現行法により、特許権者に特許権濫用、競争制限若しくは不正競争など法に禁じられる行為があった場合、かかる行為に関する処分又は判決が「確定する」まで強制実施の請求ができないとなっている。したがって、今回の法改正は、特許権への強制実施請求の要件が実質的に緩和されるとともに、強制実施が認められる地域についても内需への供給に限定することはなくなるから、同案が本会議で成立すれば、台湾知的財産局によるCD-R特許に関する強制実施処分を不当なものとして、EU当局に不服申立て中のフィリップス社をはじめ、外国特許権者からの不満の声がますます高まるだろうとの見方も出ている。（2006.12）

02 CD-R 特許権の強制実施、欧州委員会に不服申立て フィリップス (2007.01)

台湾を WTO に提訴か？ 知的財産局は適法な処分と強調

オランダのフィリップス社が所有する五つのCD-R特許に関する台湾知的財産局の強制実施許諾処分をめくり、国際貿易紛争に発展することが懸念されている。フィリップスの同処分への不服申立てについて、欧州委員会でTBR（貿易障害規則）に基づく調査を実施するか、検討しているところだが、最悪の場合、WTO紛争解決手続きに持ち込むこともありうると伝えられ、WTOに加盟して五年目に入ったばかりの台湾にとって、決して好ましいことではない。このため、経済部（経済産業省に相当）はプレス発表で、特許権の強制実施に関する法改正及び個別案件について、国際関係の維持と調和を優先させることを視野に入れながら、引き続き知的財産権の保護を推進し、より良い投資環境を整備していきたいと強調していることから、柔軟な姿勢を内外に示す思惑がうかがえる。

フィリップスと知的財産局は、強制実施許諾を定めたTRIPS協定第31条に対する認識が大きくすれ違っている。フィリップスは、強制実施の許諾は公共利益の促進、或いは公共への危害防止を目的とする場合以外に認めるべきではない、と主張するのに対し、知的財産局は、CD-Rの市場販売価格が大幅に下落しているにもかかわらず、特許の利用料について、フィリップスは依然として光ディスク一枚につき売価の四割にあたる6セントという高い水準を堅持し、さらに台湾メーカーとフィリップスの一年余りにわたる交渉を経て、それでも合意に至らなかったため、専利法により強制実施の請求を認めたという。

経済部はフィリップスによる処分廃止請求に関し、専門家を招いて専門調査委員会を設置。委員会は不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、証拠資料を調査したうえで処分が妥当だったかどうかを判断する。（2007.01）

03 強制実施の要件緩和に向け特許法改正へ パブリックコメント募集 (2007.01)

欧州商工会議所が強く反対 経済部「世界的ルールと国内法に則って対処」

台湾知的財産局によるCD-R関連特許権の強制実施決定を不当なものとして、フィリップスは欧州委員会に

不服を申し立てていることがマスコミの報道で大きく取り上げられている。これに関連して、台湾駐在欧州商工会議所は先日、立法院で審議中の専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）第 76 条を改正する案に強く反対する姿勢を示した。その理由は、「強制実施を、国内市場への供給に限らないということにすることは、TRIPS 協定違反であり、台湾における外国企業の知的財産権の保護が危ぶまれる。結果として強制実施の濫用につながり、ひいて外国ハイテク企業を台湾から遠ざけることにもなりかねない」というのだ。

専利法第 76 条を改正する案は、64 名の立法委員（国会議員）が昨年 11 月 15 日に連名で立法院「経済及びエネルギー委員会」に提出した、いわゆる「議員立法」であり、その改正趣旨は「現行規定によると、特許権者に競争制限若しくは不正競争の行為があったときに、処分若しくは判決が確定するのを待たなければ、強制実施を請求することができないとなっているから、特許権濫用に対抗する迅速で有効な救済が望めない。」とある。同案が委員会の審査を経て、「特許権者に競争制限若しくは不正競争といった特許権濫用の事実があったときに、裁判所の判決若しくは公平取引委員会の処分を経て、それが確定するのを待たずに強制実施を請求することができる」となる。

特許権者の許諾を得ていない他の使用の場合においては、WTO 加盟国が尊重すべき条件を定める TRIPS 第 31 条 (k) によると、反競争的行為の是正の目的のために使用が許諾される場合、(b) 及び (f) の条件が免除される。(f) の条件とは「使用は国内市場への供給のために許諾をいう。すなわち、特許権者に競争制限若しくは不正競争といった反競争的行為があった場合においては、強制実施許諾は国内市場への供給という制限を受けない。したがって、欧州商工会議所が指摘したような、世界的ルールに違反することにはならない。

改正案が 1 月 12 日の本会議で審議された際、与野党議員からパブリックコメントを広く集めたいうで可否を決めるべきだとの意見があり、改めて公聴会を開き、次の会期に継続審議が行われることになった。(2007.01)

04 CD-R 特許強制実施廃止、専門調査委員会 初審査で結論に至らず (2007.02/2007.03)

米 ITC 最終決定 フィリップスが逆転勝訴、欧州委員会も 5 月に台湾現地調査へ
知的財産局に逆風強まる中 強制実施要件緩和に急ブレーキ

フィリップスが所有する CD-R 特許の強制実施処分の廃止請求に関する第一回の専門審査会議が 8 日、開かれた。フィリップスと実施権者の台湾 CD-R メーカー「国碩」との激しい攻防戦が繰り広げられ、双方が提出した証拠について更に調べる必要があるとして、委員会は結論を先送りにした。

特許権の実施料をめぐる、フィリップスとの交渉が決裂したため、双方当事者が台湾を始め、欧米において一連の訴訟を起こしている。先月の米 ITC 最終決定で、フィリップスの差止め請求が受け入れられたのに続いて、欧州委員会からもフィリップスの対台湾提訴が受理されたとの通知が伝えられ、特許権者に有利な結果続出の様相。台湾メーカーの主な輸出先で、フィリップスは包囲網を強めている。

フィリップスは、国碩が「製品は国内市場への供給に限る」という強制実施の絶対的条件を遵守せず、CD-R を大量に海外へ輸出し、海外輸出の割合が売上高の半分をも超えていると主張し、その裏づけとして国碩の年間財務報告書や税関輸出データを提出している。

一方、フィリップスと台湾 CD-R メーカーの国碩、巨擘二社との特許権侵害争訟で、米 ITC は 2 月 6 日、フィリップスを特許権濫用とした先の仮決定(2004 年)を翻した見解を示し、フィリップスの許諾がない限り、国碩、巨擘二社 CD-R 製品の対米輸出・販売を禁止する新たな決定を下した。2004 年、米 ITC 行政判事は、フィリップスの特許権が国碩、巨擘二社によって侵害されたとの判断を示す一方、フィリップスに特許権濫用の事情があったことを理由に、その差止め請求を退けた。この判決を根拠に国碩はフィリップスを反訴すると同時に、フィリップスもまた ITC の判断を不服として米連邦巡回控訴裁判所に提訴し、やがて逆転勝訴を手に入れた。その後の情勢は、フィリップスに有利に展開している。

同じ 2004 年 7 月、台湾知的財産局はフィリップスの CD-R 特許に関し、国碩の強制実施許諾請求を認める処分を出した。2006 年 6 月、フィリップスの不服申立てについて、經濟部訴願審議委員会は知的財産局の見解を維持する決定。同年 8 月、フィリップスは台北高等行政裁判所に提訴。さらに EU にも台湾を提訴。これを受けて、欧州委員会は 3 月 1 日、フィリップスが提訴した内容が真実かどうか、貿易障壁規則 (TBR) に基づいて調査を実施すると正式にわが国に知らせてきた。5 月に調査員を台湾へ派遣して現地調査を行い、並びに台湾主務官庁と討議をしたいという。

台湾初めての強制実施処分をした知的財産局が批判の矢面に立たされているこのようなときに、強制実施の要件を緩和するどころではない、と議員立法で国会の委員会審査を通過した特許法第 76 条を改正する案について、あらためて公聴会を開きパブリックコメントをまとめてから継続審議をすると急ブレーキがかかった格好だ。(2007.02/2007.03)

05 台湾初の特許権の強制実施が廃止へ (2007.05)

台湾中堅光ディスクメーカー「国碩」はフィリップスと長いこと内外で争訟を繰り広げてきた。もっとも注目されていた台湾初めての特許権の強制実施処分は、特許権者のフィリップスの申立てを受けて EU 調査官が台湾入りしたり調査を進めている最中で、5 月 31 日をもって廃止される展開になった。

2004年7月、フィリップスが所有する五つのCD-R関連特許に関し、台湾知的財産局は「国碩」の請求を受け入れ、強制実施を認める決定を下した。強制実施処分をめぐって知的財産局と行政裁判で争っているフィリップスはともかく、「国碩」も先日、処分の廃止を求めてきた。廃止を求める目的は一致しても、双方が主張する理由は大いに異なる。「国碩」は6月から生産拠点をタイに移すことで、強制実施許諾を求めた原因が消滅するため、処分廃止を請求したという。これに対し、フィリップスは、「国碩」が製造するCD-Rを国内市場に供給することに限定する、という強制実施に付随する条件を同社が遵守していなかったことを理由に廃止を求めたのである。

フィリップスは、「国碩」の強制実施条件の不遵守について、行政手続法第123条に基づき、過去に遡って強制実施処分を失効させるべきと主張するが、知的財産局は「国碩」とその子会社によるCD-R製品の輸出申告について、「国碩」が提出した会計士の検査報告や税関資料を調べたところ、フィリップスが指摘したような違法な事実を裏付ける確証はないという。ところが、決定書に「今後手続きの進行は、関連する証拠や資料があるかないか次第で決める」と示唆めいたことが書かれていることから、これでフィリップスに道を閉ざしたと言い切るのはまだ早い。(2007.05)

06 特許法の大幅改正、実務関連公聴会第一弾 3月4日に登場 (2008.02)

専利法(特許法、実用新案法、意匠法を含む。以下、特許法)の改正作業は3月から本格的に始まった。今回の改正案に特許法半数以上の条文が盛り込まれたため、知的財産局では、改正案を審査、特許権侵害、行政救済手続きの簡素化に関連する規定に大別して、順次公聴会を開いていくことにしている。3月4日の公聴会は審査実務と関連する問題について検討する一連の公聴会の第一弾になり、合計三回開く予定。

改正案のうち、動植物特許の解禁、公共衛生課題(公衆衛生に関する「ドーハ宣言」対応)、研究試験免責、工業設計(意匠)への保護拡大、実用新案制度の全面的見直し等に関する公聴会は既に2006年に終えており、今年度の公聴会は審査実務、特許権侵害、知的財産裁判所の創設に備えた行政救済手続きの簡素化に集中して行う。

審査実務関連の改正条文は40か条近くあり、特許代理人の業務遂行、特許料納付期間、補正期間及び特許権付与前後の修正要件等を中心とする。審査実務関連公聴会の後に登場するのは特許権侵害に関する規定の改正。この部分は10か条足らずの改正案ではあるが、特許権侵害行為に対する法定損害賠償額や強制実施許諾はいずれも産業界に重大な影響をもたらすものと予想され、熾烈な議論が展開されそうだ。

これまでの特許権侵害事件においては、権利者は侵害者に故意があったことを証明しなければ損害賠償請求が認められない。今回の改正で「法定損害賠償額」に関する規定を新たに設けることで、権利侵害の事実さえあれば、権利者の立証にかかわらず、侵害者は損害賠償責任を負う。こうすることによって、裁判官の見解の不一致で賠償金の算定に大差が出て問題視されることを避ける狙いである。(2008.02)

07 特許権の強制実施、法改正進む (2008.07)

知的財産局は7月8日、特許権の強制実施に関連して関係政府機関、学識者、専門家、権利者団体及び利用者団体を招いて法改正の諮問会議を開き、七つの議題(下表一をご参照)で活発な討議を交わした。

法改正のポイントは次のとおりまとめた。

一. 用語及び定義の修正:「特許実施(強制実施)」という現行法の用語を「強制授権」に改めるとともに、再発明の定義の見直しを行う。

二. 強制実施事由の妥当性について検討する:「申立人が合理的な商業条件を提示し、相当の期間をかけてなお特許権の実施に関する協議が成立しない場合」を強制実施許諾請求の要件とすることが妥当かどうか? また、現行法により、強制実施で不正競争を救済するときは、判決又は公平取引委員会の処分が確定するのを待たなければならないことと、強制実施にするかどうかの処分は特許事務所管庁がすることになっているが、これははたして妥当なのかどうか? 特許事務所管庁の知的財産局ではなく、強制実施請求の当否については、公平取引委員会或いは知的財産裁判所が判断すべきであるという意見が多く出されたが、指名された当の公平取引委員会も司法府も否定的な態度を示している。知的財産局によると、強制実施処分機関は現状を維持するが、公平取引委員会が処分強制実施の必要があると認定することを明確にしたうえで、特許事務所管庁がこれを根拠に強制実施の決定をするという。

三. 強制実施処分手続き及び事後の監督体制について検討する:国が緊急事態に直面し、又はその他の緊急を要する状況に対応するために政府が強制実施を必要があるときに、特許所管庁は強制実施される特許権について実質的な審査をせず、直接緊急命令若しくは特許権の実施を要する機関の通知により決定する。政府が実施する場合は、主に緊急事態若しくは公共利益のために直ちに当該特許権を実施する必要があり、総統が緊急命令を發布し、又は各主務官庁が職権により緊急状況があると認定する場合をいい、手続き上迅速な処理を要するものである。

このほか、現行法が定めた、三ヶ月以内という特許権者の答弁期間を指定期間に改めることと、強制実施決定と同時に適当な補償金を定めること、そして強制実施廃止の事由を明確に定めることも含めて法改正を検討する。

強制実施の廃止（日本でいう取消しに相当する。詳しくは下表二をご参照）については、三つの事由を新設する。一つ目は、強制実施許諾決定の基礎となっていた事情に変更があり、実施の理由が存在しないこと。二つ目は、実施権者が強制実施決定により適当に実施しないこと、三つ目は実施権者が裁定により補償金を支払わないこと。そのいずれかに該当する場合、知的財産局は特許権者の申立て又は職権により、強制実施処分を廃止にすることができるように強制実施処分後の監督体制を確立させる。二つ目と三つ目の事由は日本特許法第 89 条と第 90 条を参考に、補償金（対価）の支払い又は供託をしないときは、実施権を設定すべき旨の裁定は、その効力を失う。強制実施の処分をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなったとき、又は実施権者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消す（台湾では「廃止」という）ことができる。

表一

| 強制実施関連特許法改正の課題 | |
|----------------|--|
| 課題 | 主な内容 |
| 1 | 現行法律用語「特許実施」を「強制授權」（強制実施許諾）に修正する |
| 2 | 「申立人が合理的な商業条件を提示し、相当の期間をかけてなお特許権の実施に関する協議が成立しない場合」は引き続き強制実施の要件とすることが妥当なのか？ |
| 3 | 不正競争を救済するため、強制実施は直接判決又は公平取引委員会処分の一部となることが可能なのか？ |
| 4 | 強制実施の申請手続きを「政府使用」と「一般」に分けて別々に定める |
| 5 | 現行二段階式補償金は妥当なのか？ |
| 6 | 強制実施後の廃止請求の事由 |
| 7 | 現行強制実施制度における再発明の定義の見直し |

表二

| 強制実施の廃止に関する現行規定及び法改正 | | |
|----------------------|--|---|
| | 現行規定 | 法改正の方向 |
| 廃止を主張できる場合 | 強制実施の原因が消滅し、又は目的に違反する場合、廃止の請求をすることができる。手続き上は、廃止の原因を釈明し、これを確認しなければならない。 | 1. 強制実施決定の基礎となっていた事情に変更が生じた場合。 2. 強制実施権者が実施許諾の内容に従って適当に実施しない場合 3. 強制実施権者が裁定により補償金を支払わない場合 |
| 廃止の請求権を有する者 | 1. 特許権者 2. 特許事務所管庁（職権による廃止） | 1. 特許権者 2. 特許事務所管庁（職権による廃止） |
| 監督体制 | 未定 | 明文化 |

（2008.07）

08 特許法に間接侵害規定導入の方針 (2008.11)

知的財産局が 10 月 31 日に開いた諮問会議で、有識者たちが特許権侵害に関する主観的要件、態様、賠償請求範囲及び証拠保全等について意見を交わし、間接侵害（contributory infringement、“寄与侵害”とも訳す）規定を導入する議題が焦点となっている。

間接侵害規定が導入される背景には何があるか？今まで侵害者が請求項に記載された全ての技術内容を実施してはじめて特許権侵害と認定されるが、しかし侵害者が特許発明の全てを実施しなくてもその実施した部分が特許権の核心部分(essential element)の場合、特許権に対する直接侵害を構成する可能性が極めて高く、かつ侵害者が主観的にそれを明らかに知っていたときに、かかる行為を放置していたら、特許権に対する保護が実益を失ってしまう。そこで、先進諸国では直接侵害の可能性の高い予備的或いは幫助的行為を特許権への侵害行為として特許法に明文化することになった。

知的財産局法務室の石博仁主任によると、権利侵害は「直接」と「間接」に分け、台湾特許法では直接侵害をとり、特許の全ての要件を侵害してはじめて特許侵害とする（いわゆる「全要件」）。例えば、X社が所有する特許の要件は A+B で、Y社は Aのみを生産するが、取扱説明書に B と合わせて投与すれば、いっそう効果が高まると勧めることで、X社の特許権を侵害する。Aを提供する行為は「間接侵害」（台湾では一説「ほう助」侵害）そして説明書に B薬との併用療法を勧める行為は権利侵害の誘引にあたり、両者とも間接侵害に属する。

先進国の多くは間接侵害規定を特許法に取り入れているが、実例はそう多くはない。この間、ジェネリック医薬品メーカーが糖尿病治療薬の取扱説明書に他の薬品との併用を推奨することで、間接侵害の疑いがあると訴えられた裁判が報道で取り上げられ、知的財産裁判所はどう認定するか注目されている。（2008.11）

09 特許表示なくとも損害賠償請求が可能 法改正検討中 (2009.03)

特許権侵害につき法定賠償金 間接侵害も導入の方針

台湾經濟部知的財産局は特許表示に関する規定を削除する方向で検討していることがわかった。特許に係る物品の体積が小さすぎる、ばら売り、或いは特殊な性質のものだったりするもの、物品の本体若しくはその包装に表示をするのは難しい。例えばチップのような物の特許、建設工法に関する方法特許など。特許表示に関する規定が削除されたら、特許物品に虚偽不実若しくは人に錯誤を与えるような表示があった場合、商品表示法及び公平取引法で取り扱う。

(訳注) 特許法第 79 条：特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証書の番号を表示しなければならない。また実施権者又は強制実施権者にも番号の表示を要求することができる。表示を付けない場合は損害賠償を請求することができない。但し、権利侵害者が特許物品であることを知っていて、又はそれを知り得たことを証明するに足る事実がある場合は、この限りでない。

このほか、特許権侵害による損害についても賠償金額を法律で明文化する。権利侵害者が侵害を受けた権利者が他人に実施を許諾した金額にあたる賠償金を支払わなければならない。現行専利法(日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当)により、特許権が侵害されたときは損害賠償を請求することができるが、権利者は侵害を受けた証明、生産コスト、市場規模及び価格、侵害により減損された営業収益等に関する書類を提出しなければならない。改正案では、特許権が侵害されたときに侵害者に対して請求する損害賠償金の額を明確に定める。要するに、他人への実施許諾に受け取ったロイヤリティー(実施料)を損害賠償金の額として請求することができるようにする。

知的財産局も間接侵害を取り入れる考えを示した。これまでに特許権侵害に関する損害賠償請求は直接侵害の場合においてのみ認められるが、間接侵害を取り入れたら、直接侵害でなくとも、賠償責任を負うことがある。

同局は 3~4 月に続々と特許法改正案に関する公聴会を開いて各界の意見を聴き、最終的な案をまとめてから、5~6 月に經濟部と行政院会議の審議にかける予定。早ければ次の国会(立法院)に提出する見通しである。

| 特許法の一部を改正する案 | | |
|--------------|--|---|
| ポイント | 改正案 | 現行規定 |
| 特許侵害損害額 | 特許権侵害に対して請求する損害賠償金額を法律で明文化する。特許権が侵害された場合、他人への実施許諾に受け取った実施料(ロイヤリティー)に相当する金額を賠償金として請求することができる。 | 特許権が侵害されたときに損害賠償請求をすることができるが、権利が侵害されたこと、生産コスト、市場規模と価格、及び営業利益の減収等に関する証明を提出しなければならない。 |
| 間接権利侵害 | 間接侵害者にも損害賠償責任を負わせる。 | 特許権侵害に関する損害賠償は直接侵害の場合においてのみ認められる。 |
| 特許表示 | 物件による。必ずしも特許表示がはっきりしたものについてのみ損害賠償請求ができるとは限らない。 | 特許物品若しくは物品包装には特許証書番号を表示しなければならない。しかも表示があったものに限って損害賠償請求ができる。 |

情報源：經濟部

(2009.03)

10 台湾の「特許間接侵害」(2009.07)

1.過去の実務及び学説見解

(1) 台湾の特許法では「間接侵害」の侵害類型について明文で規定されていないので、過去、学者は「寄与侵害」(contributory infringement)若しくは「誘発侵害」(induced infringement)の間接侵害行為態様について、特許権者は民法第 185 条第 2 項の「幫助者」若しくは「教唆者」の規定を適用し、間接侵害者に対して、共同権利侵害行為の損害賠償を請求できると考えていました。但し、民法第 185 条第 2 項の成立は一定の要件を満たさなければならないので(主観上の故意過失、相当の因果関係など)実務において、特許権者がこの規定を引用し、間接侵害者に対する権利主張を成功させたケースは極めて少ないです。

(2) そのほか、実務において、裁判所が「間接侵害」を理由として、実質的に特許権の侵害を構成すると直接認めた判決について調べたところ、判例は台湾高等裁判所 93 年度上易字第 44 号判決の一件だけとなっており、その判決では「間接侵害」の概念が直接採用され、被告の物品が原告の実用新案を侵害したと認められています。

2.検討中の特許法修正草案

(1) 特許権者にもっと完全な保護を与えるため、また過去のように間接侵害者に対して、権利を主張

し難い情況を避けるためにも、經濟部知的財産局は 2008 年より日本、ドイツ、アメリカなどの立法例を参考にし、台湾特許法に「間接侵害」に関する明文規定を追加すべきか否かについて検討を始めました。

- (2) 何回もの公聴会の論議を経て（最終回は 2009 年 5 月 26 日に行われた）それぞれ提出された関係意見をまとめて整理した後、知的財産局はすでに特許法修正草案の条文に対する初歩的審査を完了し、草案第 100 条に次の通りの「間接侵害」に関する条文を追加すると決定しました。
- 「(第 1 項) 発明特許の問題解決の主要技術手段に用いる物であることを明らかに知りながら、その特許権を侵害した者と敢えて販売の要約をしたり若しくは販売した場合、特許権の侵害と見なす。但し、その物が一般的取引で通常に得られる物であれば、この限りではない。」
- 「(第 2 項) 専属許諾におけるライセンシーは許諾された範囲内において、前項の侵害者に対して、第 99 条第 1 項から第 3 項の請求ができる。但し、契約に別途約定がある場合、その約定に従う。」
- (3) 知的財産局が公布した立法理由によれば、上記条文は日本特許法第 101 条、ドイツ特許法第 10 条及びイギリス特許法第 60 条などの規定を参考にした上定めたものであるとのことです。行為者は特許権者の同意を得ずに、その主観において発明特許の問題解決に用いることを明らかに知っており、且つその特許が新規性若しくは進歩性のある主要技術手段であるものと認められ (essential element/ substantial part) するのに、敢えてその特許権を侵害した者と販売の要約若しくは販売した者も（即ち直接侵害者）特許権侵害の形態に属すと明文で規定されています。
- (4) 次の通り簡略に特許間接侵害の要件を分析します。
- (a) 行為客体は「発明特許の問題解決の主要技術手段に用いる物」に限られ、物品特許若しくは方法特許を問わず、もし発明特許の解決したい問題があり、それに対して、効果があり、且つ新規性若しくは進歩性のある技術法案的技術方案に用いる物である場合、該当します。
- (b) 行為態様は「販売の要約」若しくは「販売」に限られ、単純な製造、使用、輸入などの行為は含まれません。
- (c) 間接侵害行為の成立は直接侵害行為の発生を前提とし、もし直接侵害行為者の行為が特許権侵害を構成しない場合、間接侵害成立の可能性もありません。
- (5) 本条の規定はアメリカ特許法第 271 条 b 項の「誘発侵害」(inducement) の態様を含まず、特許権侵害の教唆を構成するか否かについては、やはり民法第 185 条第 2 項の規定によります。
- (6) 本条の規定は発明特許だけに適用されます。知的財産局は本条の規定を実用新案にも準用すると初期段階として決定しましたが、目下意匠（即ち草案中の設計専利）に準用する予定はありません。

| 2 特許権の法改正 - 意匠 | |
|----------------|--|
| 01 | 意匠（新式様専利）法が大幅な改正へ 画面デザインへの保護対象の拡大(2006.06) |
| 02 | 半導体意匠特許出願の実務 (2009.07) |

01 意匠（新式様専利）法が大幅な改正へ 画面デザインへの保護対象の拡大 (2006.06)

専利法（特許法、実用新案法、意匠法に相当）中の「新式様専利（意匠）」に関する規定が大幅に改正される。知的財産局では、工業製品のデザインへの保護対象を拡大するため、部分意匠、二次的意匠、組物意匠、画面デザインといわれるアイコンとグラフィカル・ユーザー・インターフェイス（GUI）のデザインを意匠登録出願の対象に追加するなどを盛り込んだ改正案を検討していることが明らかにされた。また、「新式様専利」という従来の名前も「設計専利」に変更されることになる。

現行法では、意匠として保護される創作は「一体化した物品」の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合でなければならない。例えば、幾つか新規性のある特徴が含まれているデザインについて、全体ではなく、その一部だけを巧みに模倣した場合、意匠の権利範囲内とされない可能性があり、そうすると創作保護に穴を開けることになるとの指摘がある。

ここ数年、発明専利（特許）と新型専利（実用新案）の出願件数は増加する傾向にあるものの、意匠だけが減少の一途をたどっている。今まで工業製品のデザインが集中するおもちゃや家具などといった伝統産業の海外移転が大きな要因の一つと考える。

ハイテク製品や創意工夫に富む文化商品のデザイン創作への取り組みを促すために、部分意匠、アイコン、GUI など新しい設計概念を取り入れることが、デザイン産業の発展に寄与するとみられる。（2006.06）

02 半導体意匠特許出願の実務 (2009.07)

一、前言

半導体の領域において、特に半導体設備製造において、製造生産された設備において、交換頻繁なパーツ又は消耗品を伴うことが多い。これらパーツ又は消耗品を一定比重占めている消費市場では、容易に他社によって製造会社の商品をコピーすることが生じます。これにより、半導体設備製造メーカでは、大きな損傷を生じることになりました。しかし、これらのパーツ又は消耗品にとって、それほど高い製造技術又はコストを用いて生産できるので、製造技術又は製造コストが高いレベルではない状況において、発明特許又は実用新案特許でこれらのパーツ又は消耗品を保護するには、困難があります。よって、この状況において、意匠出願を利用してこれらのパーツ又は消耗品を保護できるか、進んで半導体設備製造メーカの利益を保てるかどうかは、半導体設備製メーカの要望となりました。しかし、これらのパーツ又は消耗品では、多くは機能上の目的で設計され生産したものであるため、視覚的の効果は返ってこれらのパーツ又は消耗品が追求するポイントになりません。よって、該等パーツ又は消耗品が意匠における出願は困難が生じます。次としては、このようなパーツ又は消耗品が意匠における出願の問題を討論いたします。

二、台湾専利法での意匠登録の定義（基礎の部分）

専利法第 109 条第 1 項では「意匠とは物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせる創作を指す。」ことが規定されています。よって、専利法第 109 条第 1 項の意匠の定義によると、意匠出願の標的は物品の外観の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下設計と簡略する）である、その他に、意匠の出願は物品性と視覚性を有するべきと要求されています。物品性は、意匠の出願が物品の外観の具体設計に応用し、産業的な利用を供給することを指すものであり、視覚性は、意匠の出願が視覚を通して具体設計を表現すること指すものである。さらに、視覚を通して表現する具体創作に関しては、意匠の設計と著作権が保護する純芸術創作又は美術工芸品がともに視覚を通して表現する創作であり、両者の区別は意匠の設計は物品性を具備することにあり、即ち意匠の設計は物品の外観に応用し、産業的な利用に供給することにある。よって、意匠の実質的な内容は結合の物品を設計して構成された全体の創作にあります。

次に、意匠の物品に関しては、意匠の出願のとき、施す意匠の物品を指定しなければなりません（専利法第 119 条第 2 項）。意匠物品の名称の指定は通常意匠物品が所属する分類領域を確定するものであり、これにより同じ又は類似する物品の範囲を限定することになる。これによって、意匠の権利主張又は範囲限定において、重要な影響を与えることになります。

しかし、専利制度の目的は特許権の授与、保護、発明と創作の利用を通して、国家の産業を促進するものであります。国家、社会の利益に合わない、又は道徳倫理を違反する意匠は登録できないとしています。意匠登録の項目を与えないことは専利法第 112 条に規定されている。尚、専利法第 112 条では次の各号に該当するものは意匠登録を受けることができない。一．純粋に機能的に設計された物品造形。二．単なる芸術創作又は美術工芸品。三．集積回路の回路配置及び電子回路の回路配置（レイアウト）。四．物品が公共の秩序、善良の風俗、又は衛生を害するもの。」のことが規定されています。

尚、本文の検討と最も関係があるのは純粋に機能的に設計された物品造形であります。純粋に機能的に設計された物品造形において、物品の造形は物品外観の形状、模様、色彩で構成された設計せあります。

もし、物品の造形特徴は単純にその本体又は他の物品の機能又は構造に応じてなされたものであれば、純機能性の設計という。例えばボルトとナットの溝、キーホールとキーの溝と歯形などでは、その造形は単に純機能性を考慮したものであり、このような物品は他の物品と連結又は配置することで各自の機能用途を達成でき、その設計は両物品の必然的な配合部分の基本形状から決められていますので、このような純機能性の設計の物品は意匠として登録することはできない。尚、設計の目的が、物品のモジュールにおいて、多重に組合せ又は連結できれば、例えばブロック、レゴ玩具又は文具セットなどでは、このような物品の設計は純機能性の設計の物品造形に属しないことになり、各パーツを審査対象とするべきである。

三、問題と対策

上記のように、実務上、審査官は明らかに視覚を通して求める創作に対して登録査定をすることは比較的には多いことが分かる。しかしながら、意匠登録を利用して上記部品や消耗品を保護しようとする出願意匠にとっては、このような部品や消耗品は最初から機能や効果などを考慮して設計されたことが大半であり、特にこのような部品や消耗品については、多くの部分の形状や造形などの設計が、他の部品と併せて構成上の組み合わせとなるためなされたことが殆どである。そのため、意匠の実体審査を行う際に、出願人はこれらの形状や造形上の設計に対してその機能による独特性を強調しすぎると、出願意匠は単純な機能上の設計であると認定されやすくなり、さらに登録査定がなされることが難しくなる。もしも意匠登録されても、今後登録意匠の権利範囲を主張しようとする場合、これらの部分は機能性の設計であることを最初から主張したため、登録意匠の権利範囲から除外され、マイナスの影響を与えることがある。

よって、このようなことに対して、出願人は、出願意匠の視覚効果をなるべく主張し、そして、出願された設計とその物品の属する分類分野との間の視覚効果による表現上の関係を主張することが好ましい。すると、出願された意匠は、視覚を通して求める創作であると認定されやすくなり、さらに意匠登録がなされる可能性が高い。

四、台湾の特許法における意匠特許の定義（創作性の部分）

特許法第110条第4項には、「意匠は、第1項の事情がない場合であっても、その属する技艺分野における通常の知識を有する者が出願前の先行技艺により容易に思いついたものであるときは、本法により出願をして意匠登録を受けることができない。」ことが規定されている。概念的には、出願意匠と先行技艺とが同一でも類似でもないが、当該意匠の全体的な設計は、当該意匠の属する技艺分野における通常の知識を有する者が出願前の以前の技艺により容易に思いついたものである場合、当該意匠は創作性がないと言える。創作性の審査は、出願意匠の全体的な設計を対象とすべきであり、意匠は技術思想の創作ではなく、その創作内容は物品のそのものではないと、意匠の物品は創作性があるとは言えない。

また、容易に思いついたとは、当該意匠の属する技艺分野における通常の知識を有する者が先行技艺を元に、出願する意匠を完成することができる一方、その出願意匠には何ら特異な視覚効果を生み出さないことである。

創作性の審査は、出願意匠の全体的な設計を対象とすることは基本的な原則である。台湾では、創作性を審査するときは、出願意匠と先行技艺とを対比することになる。もし当該意匠の全体又は主要な設計特徴が、明らかに自然界の形態、有名な著作の模倣、又はその他の公知の先行技艺の直接転用によるもので、そしてその全体的な設計には何ら特異な視覚効果を生み出さないものであれば、当該意匠は容易に思いつき、創作性がないと認定される。しかしながら、当該意匠の全体的な設計と当該先行技艺とが同一でも類似でもないが、当該同一でも類似でもない部分が単にその他の先行技艺の置換え又は組み合わせ等であるか、又は当該同一でも類似でもない部分が単に非主要な設計特徴の一部設計の変更、増加、削減又は修飾等であって、特異な視覚効果を生み出さない場合にも、当該意匠は容易に思いつき、創作性がないと認定すべきである。但し、当該同一でも近似でもない部分は全体的な設計に特異な視覚効果を生み出させる場合には、当該意匠は創作性があると認定すべきである。

更に、視覚効果の特異性があるか否かの判断は、出願意匠に含まれる形状、模様の新規特徴（即ち創新的な設計内容）、主体の輪郭様式（即ち外周の基本構成）、設計構成（即ち設計要素の配列レイアウト）、造形比率（例えば長幅比、造形要素の大きさの比率等）、設計イメージ（例えば剛柔、動静、寒暖等）、テーマの形式（例えば三国演義、八仙過海、緑竹、寒桜等）又は表現の形式（例えば反復、バランス、対比、律動、統一、調和等）等の設計内容を先行技艺と対比して行う。前述各項の設計内容はいずれも設計の実質内容の一部に属しており、それを出願意匠が容易に思いつくものであるか否かを判断する参考事項のみとし、その目的は、審査官が万象を網羅している設計の実質内容について、当該意匠の属する技艺分野における通常の知識を有する者の多様な観点に合致する創作性を備えているか否かを客観的に判断することにある。しかしながら、ここで注意しなければならないことは、審査の際には、各項の設計内容に基づいてその創作性を確認するのではなく、各項の対比結果により全体的な設計が容易に思いついたものであるか否かを総合的に判断するということである。

五、問題と対策

上記のように、創作性の判断のポイントの1つは、先行技艺により容易に思いつくことができるか否かであるが、出願された意匠には、設計の視覚効果の特異性があるか否かを重点に置くことを言える。出願された意匠は先行技艺と明らかな相違点があり、且つ複数の先行技艺の組み合わせを出願意匠と比較しても、出願意匠は依然として全体的に特異な視覚効果を表現することができる場合、当該出願された意匠は、

容易に思いついたものではなく、創作性があると認定され、さらに意匠登録がなされる可能性が高い。

しかしながら、これらの部品や消耗品は、よりシンプルに設計されることがある。このような状況で、審査官は、先行技芸を引例として、出願意匠の創作性を否定することが容易である。審査官に出願意匠の創作性を認定させるために、出願意匠の全体的な設計による特異な視覚効果をどのように強調するかは重要な課題となる。さらに、出願意匠と引例（先行技芸）との同一でも類似でもない部分により、出願意匠の全体的な設計による特異な視覚効果を強調し、そして、審査官の創作性の認定を求めると、当該出願意匠の意匠登録がなされるチャンスがより多い。

六、結論

半導体分野において、半導体装置に用いられる交換頻度の高い部品や消耗品そのものは、設計的には、視覚を通して求める創作ではなく、そして、全体的な設計にはあまりシンプルであるため、意匠出願の際に、意匠の特許性の認定が難しいと思われる。そのため、このような出願意匠は創作性がないと拒絶された場合、審査官の意匠の特許性の認定を取得するために、出願意匠そのものに対して求められる視覚効果や全体的な設計による特異な視覚効果をより強調することが望ましい。

| 3 特許権の法改正 - 医・農薬品特許 / 動植物特許 | |
|-----------------------------|--|
| 01 | 医薬品関連特許に係る強制実施に関する「専利法の一部を改正する案」(2006.04) |
| 02 | ジェネリック医薬品の研究・試験免責をめぐる専利法注1改正(2006.04) |
| 03 | バイオ特許国際シンポジウム 世界の動向と現状を内外第一線の専門家が語る(2006.09) |
| 04 | 漢方薬特許審査基準 早ければ年内にも運用開始へ (2007.10) |
| 05 | 特許法の大幅改正検討中、動植物特許や研究試験免責がポイント(2008.01) |
| 06 | TRIPS 協定第 31 条ノ 1 を閣議決定 立法院で 09 年までに批准を(2008.04) |
| 07 | 医・農薬品特許権利期間 2~5 年間延長の方針 (2008.10) |
| 08 | 医薬品・農薬品特許権延長 発売許可証取得期間 2 年以上が必要な制限は撤廃へ (2009.03) |
| 09 | 品種を特許法の適用対象に 農作物への保護拡大目指す、農業委員会 (2009.04) |
| 10 | 特許法改正案、発売認可取得のための試験・研究等 特許権の効力及ぼす (2009.05) |

01 医薬品関連特許に係る強制実施に関する「専利法の一部を改正する案」(2006.04)

(訳注：台湾でいう「専利法」は日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当)

改正の経緯

2001 年のドーハ閣議会議で採択された「TRIPS 協定及び公衆衛生に関するドーハ宣言」及び、2003 年 8 月 30 日にジュネーブで開催された WTO 一般理事会の医薬品アクセスに関する決定は、医薬品製造能力のない若しくは不十分な加盟国は HIV エイズ、マラリア、結核その他重大な伝染病等公衆衛生にかかわる悪影響を与える疾病により、国が緊急事態に直面するときは、安価な特許薬の入手を容易にする必要があるという基本合意が成立している。要するに、医薬品に関連して、特許権によって今までジェネリック医薬品の製造が制限されるとされていたものでも、一定の条件を満たす場合には、医薬品関連特許の強制実施により、低開発国に対してジェネリック医薬品を提供できるということになる。TRIPS 協定第 31 条 f 号に規定されたように、強制実施許諾で製造された物品は国内市場への供給に限定されているため、医薬品輸出入の強制許諾ができるようにするには、専利法改正を行わなければならない。

したがって、台湾知的財産当局は、2003 年 8 月 30 日の TRIPS 協定特別理事会の決議にそった内容の改正案を次の通り提出した。

改正案のポイントには、

- 1、医薬品輸出入に係る強制実施許諾の適用対象
- 2、輸入国としての適格要件
- 3、合理的な商業条件の下で特許の実施許諾をめぐる事前交渉を行うこと
- 4、医薬品輸出国として強制実施許諾を決定するのに順守すべき条件
- 5、補償金の算定基準
- 6、強制実施後のデータ専属保護権の免責
- 7、カナダ、ノルウェー及び EU 加盟国が輸入国としての資格を自ら放棄する国もあるが、台湾、韓国、イスラエルを含む 11 カ国が、国に急迫の危難、或いは緊急事態発生時に限って、輸入国としてこの制度を始動させる、計七点が挙げられている。

条文の新設

第 76 条ノ 1

医薬品製造能力の無い、若しくは不十分な国がエイズ、肺結核、マラリア及びその他の伝染病に関する必須医薬品を入手するのに協力するために、特許所管庁（知的財産局）は請求により、請求者に特許権の実施を強制許諾し、当該国による必須医薬品の輸入に供給することができる。

請求者が合理的な商業条件を提示しても、相当な期間内に特許権の実施をめぐる協議が成立しない場合に限り、前項強制実施許諾を請求することができる。但し、必須医薬品が輸入国では既に強制実施されているときは、この限りでない。

輸入国が世界貿易機関（WTO）の加盟国である場合、請求者は第 1 項により請求をするときは、輸入国が次に掲げる事項を履行していることの証明となる書類を添付しなければならない。

- 一、TRIPS 理事会に対し、必須医薬品の品名及び数量を通知したこと。
- 二、TRIPS 理事会に対し、医薬品製造能力の無い、若しくは不十分な国が医薬品を輸入する意向のあることを通知したこと。但し、輸入国が低開発国であるときは、請求者はこれを証明する書類の提出を要しない。
- 三、必須医薬品に関し、輸入国では特許権がないこと、又は特許権はあるが、強制実施が許諾されていること、又はこれから強制実施を許諾しようとする事。

前項においていう低開発国とは、国連が公表した低開発国をいう。

輸入国が世界貿易機関の加盟国でない場合、請求者は第 1 項により請求をするときには、輸入国は次に掲げる事項を履行していることの証明となる書類を添付しなければならない。

- 一、書面をもってわが国外務機関に対し、必須医薬品の品名及び数量を提出したこと。

二．必須医薬品の逆輸出防止に同意すること。

第 76 条ノ 2

前条規定により強制実施許諾のもとで製造された医薬品の全てを輸入国に輸出しなければならず、また強制実施で製造された数量は、輸入国が TRIPS 理事会又はわが国外務機関に通知した必須医薬品の数量を超えてはならない。

前条規定により強制実施で製造された医薬品は、その外側の包装に特許所管庁が指定した内容に従い、実施許諾の根拠を表示しなければならない。その包装及びカラー若しくは形状は、特許権者又はその特許権の実施許諾を受けた者が製造した医薬品と区別できるものでなければならない。

強制実施の場合において、実施許諾を受けた者は、特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。補償金の金額については、特許所管庁が必須医薬品に関連する医薬品特許権が輸入国における経済価値及び国連が発表した人類発展指標を参考にしながら、これを算定するものとする。

強制実施の場合において、実施許諾を受けた者は、当該医薬品を輸出する前に、ホームページに当該医薬品の数量、品名、目的地（輸出先）及び区別に資する特徴を公開しなければならない。

前条規定により強制実施で製造され、輸出された医薬品について、その検査登記は薬事法第 40 条ノ 2 第 2 項の規定による制限を受けない。

注：現行法における強制実施許諾に関する条文は第 76 条、第 77 条に規定している。

第 76 条

国家の緊急事態に対応し、若しくは公益を増進するための非営利目的の使用又は出願者が合理的商業条件を提示したにもかかわらず、相当期間内に実施許諾について協議が達成できなかった場合、特許所管庁は請求により、当該出願者に特許権の強制実施を許可することができる。その実施は国内市場の需要に供給することを主としなければならない。但し、半導体技術に係る特許について強制実施許諾を出願するときは公益の増進を目的とする非営利的使用に限る。

特許権者が競争制限又は不正競争により受けた裁判所の判決又は行政院公平交易委員会の処分が確定したときは、前項の事由がない場合であっても、特許所管庁は請求により、当該出願者に特許権の強制実施を許可することができる。

特許所管庁が強制実施の請求書を受理した後、当該請求書の副本をその請求に係る特許権者に送達し、3 ヶ月以内に答弁をさせなければならない。期限が満了して答弁をしなかったときは、直ちにこれを処理することができる。

特許権の強制実施は他人が同一の発明に係る特許権について実施権を取得することを妨げない。

強制実施権者は特許権者に適当な補償金を支払わなければならない。争議があるときは、特許所管庁がこれを裁定する。

強制実施権は強制実施に関する営業と共に移転し、譲渡し、信託し、相続し、許諾し又は質権の設定をしなければならない。

強制実施の原因が消滅したときは、特許所管庁は請求により強制実施を廃止することができる。

第 77 条

前条規定により特許の強制実施権を取得した者が強制実施の目的に反したときは、特許所管庁は特許権者の請求又はその職権によりその強制実施を廃止することができる。

この速報は、知的財産局による 3 月 22 日、4 月 7 日付けプレス発表等資料に基いて作成したものである。

02 ジェネリック医薬品の研究・試験免責をめぐる専利法_注改正 (2006.04)

ジェネリック医薬品の研究・試験免責に特許権の効力が及び範囲に関する薬事法と専利法の関連規定に食い違いがあり、医薬品特許を多く所有する外国先発企業と台湾ジェネリック医薬品メーカーが裁判で争う事態にまで発展するなど、問題が深刻化している。衛生当局への医薬品検査登記申請（日本の「製造承認申請」に相当）のため、特許保護期間満了前に先行する試験が特許法上、免責対象になるかをめぐって、4 月 11 日に行われた公聴会において、外国医薬品先発企業と台湾ジェネリック製薬会社との意見が対立し、在台湾欧州商工会議所の弁護士代表、製薬工業同業公会（組合）をはじめとする各関連団体・政府機関の代表らや法律専門家による活発な議論が交わされるなかで、利益追求を第一義に考える企業間の対抗姿勢が浮き彫りにされた。

台湾医薬品市場の規模は年間 1000 億元、日本円にしておよそ 3000 億円で、台湾国内の製薬会社はその三分の一を占めているが、医薬品の数からみれば、もっと高い七割を占めている。医薬品分野においては後発的である台湾製薬会社によると、ジェネリック医薬品の発売を速めることによって、安価な医薬品へのアクセスを容易にすることができる。一方、先発企業は、試験免責を認めることは自らが所有する新薬発明に係る特許権の権利期間を縮めることになり、医薬品特許を所有する外国製薬会社の権利が確保されるための関連措置等が示されないまま、台湾知的財産局は台湾製薬会社に有利な方向で法改正を進めようとしている、と強く反発している。

法改正の背景

2005 年 2 月の薬事法改正で、第 40 条ノ 2 第 5 項に「新薬に係る特許権は、医薬会社が検査登記を申請する

前に行う研究、教学又は試験に及ばない」が盛り込まれたことで、ジェネリック医薬品発売前の試験は他人の特許権侵害に当たるかどうか、薬品許認可取得時間の短縮を狙って、医薬品特許切れ前にする研究・試験は特許侵害の免責対象に含まれるかどうかをめぐる紛争が相次いでいる。同条項は、「発明専利権（特許権）の効力は、研究、教学又は試験目的で当該特許発明を実施した非営利行為に及ばない」とする専利法第 57 条第 1 項 1 号と内容が交錯し、また利益考量のうえでも問題になっている。

特許権の効力が及ぶ範囲に関する規定を薬事法に置いた目的は何だったのかという質問に対し、行政院衛生署薬政処は、立法委員（国会議員）の意思で決めたことであると指摘したうえ、結果的に特許権範囲を不当に限定するものと問題視され、専利法の解釈と適用に関する議論を引き起こしていることについて、内容的には不一致はないと思うが、特許権の効力が及ぶ範囲は基本法の専利法に立ち戻ってしかるべきだとしている。

TRIPS 協定第 30 条は、第三者の利益保護の観点から、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができるとしている。特許権者の権利保護と公共利益との調和点をいかに立法的に解決するかをあらためて考え直すことが求められる。

現行法では、非営利的な実施の具体的内容については法文上明らかではなく、医薬品に係る特許発明の効力が及ばない例外的な場合を認める規定を設けるには、その適用時点及び適用範囲もあわせて規定に盛り込むかどうか慎重に検討する必要がある。

医薬品の先発企業は法改正により、特許権の権利期間が短くなると反発するが、専利法第 52 条により医薬品特許権期間の 2～5 年間の延長申請ができるとされていることから、他事業の所管庁から許認可を取得するのにとられる時間が十分に配慮されているといえる。

現行法と改正条文対照表

| | 改正条文 | 現行条文 |
|-------------------------|---|---|
| 専利法第 57 条 第 1 項第 1 号 | 商業目的によらない個人的行為。 (新設) | 第57条第1項：特許権の効力は次の各号に及ばない。 第 1 号：研究、教学又は試験のため、その発明を実施し、営利行為に属しないもの。 |
| 専利法第 57 条 第 1 項第 2 号 | 研究又は実験のためにする発明の実施。 (注：現行法第 57 条第 1 項第 1 号修正後、同条項第 2 号に繰り下げる) | 出願前、既に国内で実施されていたもの、又は既に必要な準備を完了したもの。但し、出願前 6 ヶ月以内に特許出願人よりその製法を知り、かつ出願人からその特許権を留保する旨の意思表示があったときは、この限りでない。 |
| 薬事法第 40 条ノ 2 第 5 項 | 削除 | 新薬に係る特許権は、製薬会社が検査登記を申請する前に行う研究、教学又は試験に及ばない。 (注：新薬の特許期間中に、後発医薬品等の発売認可申請のためにする臨床試験等を例外的に認めるとする EU 関連規定を手本に、同項を新設する。) |

「専利法の一部を改正する案」のポイント

- 試験により特許権の効力が及ばない対象
新薬或いは製法特許に係る発明についての検査登記申請のためにするもので、研究・実験の免責を主張できる対象には、ジェネリック医薬品、新薬、医薬品原料、生物薬品、医療器材、化粧品、獣医用薬、農薬、簡易な検査手続が適用される製品、例えば避妊具、滅菌装置等が含まれる。
- 試験により、特許権の効力が及ばない行為の態様
検査登記申請のためにする前臨床試験（pre-clinical）、臨床試験（clinical trial、クリニカル・トライアル）をいう。（市販）検査登記申請の目的で行われた試験でさえあれば、たとえ試験が行われた後、関連当局に試験の前提となる申請をしなかった場合にも、特許権の効力が及ばない。
- 試験が行われる時点
申請の前後を問わず、検査登記申請のためにする前臨床試験若しくは臨床試験には特許権の効力が及ばない。

注 1：台湾でいう「専利法」は、日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当する。

この速報は、知的財産局が発表した「専利法第 57 条第 1 項第 2 号を改正する案（草案）」、同局 4 月 7 日付けプレス発表、公聴会（4 月 11 日）関連報道記事に基づいて作成したものである。

03 バイオ特許国際シンポジウム 世界の動向と現状を内外第一線の専門家が語る (2006.09)

バイオテクノロジー、医薬分野における知的財産権保護の世界動向を把握するために、知的財産局は 28 日、29 日の二日間で、欧米日の専門家を招いて「バイオ特許国際シンポジウム」を開催した。内外第一線の専門家が語る各国での立法例や特許審査実務を参考材料に、バイオ特許に関する法制を完璧なものにしていく考えである。

シンポジウムには、アメリカの前特許商標局局長の Bruce Lehman 氏、WTO 事務局知的財産部の責任者である Adrian Otten 氏、オーストラリア植物品種権委員会議長の Doug Waterhouse 氏をはじめ、欧州特許庁シ

ニア審査官の Ashok Chakravarty 氏、日本特許庁審判部第 21 部門長の塚中哲雄氏、東京大学大学院助教授の上条肇氏らバイオテクノロジー分野に詳しい専門家や有識者が一堂に会し、特許権の例外となる研究試験の免責、ヒト胚性幹細胞の特許性や動植物特許の実施及び審査実務などバイオ特許分野で注目が集まっている議題について討議した。

バイオテクノロジーに関連して、特許法をどう改正すべきか、知的財産局は改正のポイントとクリアしなければならない問題点を次の通り示している。

- 一、ジェネリック医薬品メーカーが他人保有特許権の権利期間満了前に行う研究・試験に関する特許法の適用除外（免責条項）。
- 二、動植物への特許権による保護及び動植物に係る特許出願を認めた後、植物品種権との間に生じる競合問題の取扱い。
- 三、ヒト胚性幹細胞に係る発明が公序良俗に反する場合、先端技術と倫理問題の衝突をどうバランス良く調整するか。（2006.09）

04 漢方薬特許審査基準 早ければ年内にも運用開始へ (2007.10)

「漢方薬草特許審査基準」の草案に関する公聴会は 10 月末から 11 月半ばにかけて四回開かれる予定で、大した意見が出なければ年内にも運用を始める見通しとなった。

同草案によると、いわゆる「漢方薬草」には植物、動物、鉱物、藻類、きのこ類等の天然物が含まれるほか、抽出物（エキス）または組成物についてもいう。今後、漢方薬に関連する、医薬品、飲食物、化粧品、薬用材料、医療機器または装置、およびその製法、処理方法や用途などについての特許出願はこの基準に基づいて判断する。

知的財産局によると、1979 年～2006 年までの漢方薬特許出願件数はわずか 109 件、平均で年間 3～4 件の登録にとどまり、うち薬物、物の特許が七割、方法特許が三割という割合となっている。しかしここ 5 年間、漢方薬関連特許出願が活発になり、登録件数は 2 桁にまで増えている。

同局関係者の話では、漢方医薬の基本理論は西洋医薬と異なり、成分が比較的不明確で、特定構造をもつ単一の活性物質を分離することが容易ではないため、化学物質を活性成分とする西洋医薬品の審査基準を適用することができず、今までは一般の審査基準に基づいて審査を行ってきたという。

西洋医薬市場では、特許医薬品は価格や権利主張において優位に立っている。漢方薬特許発明制度もこの現状に鑑み、漢方薬領域のイノベーションを奨励するために設けられたのであって、産業上の利用可能性、新規性、進歩性の有無によって特許の保護を与えるかどうかを判断する。例えば、女性の生理をスムーズに調整し、月経痛を和らぐ効用があるといわれる漢方薬の「四物湯」（日本ツツラの「中将湯」のような婦人薬）の成分は関連業界や需要者の間でよく知られているため、製法特許の出願ができないが、「加味」四物湯なら、効果の増進で進歩性ありと認められ、組成物の製造方法についての特許取得はありうる。

| 漢方薬草特許審査基準の骨子 | | |
|---------------|---|---------------------------------------|
| 漢方薬草の定義 | 植物、動物、鉱物、藻類、きのこ類等の天然物またはその抽出物（エキス）または組成物 | |
| 出願対象 | 漢方薬草に関連する、医薬品、飲食物、化粧品、薬用材料、医療機器または装置およびその製造方法、処理方法、用途 | |
| 出願の種類 | 物 | 漢方薬草の組成物、抽出物（エキス製剤）、剤形、漢方薬化粧品、漢方薬医療器材 |
| | 方法 | 漢方薬の製造、抽出、調合の方法または品質管理方法、品質制御技術 |
| | 用途 | 医療用途および非医療用途 |

情報源：知的財産局
(2007.10)

05 特許法の大幅改正検討中、動植物特許や研究試験免責がポイント (2008.01)

知的財産局局長に新しく就任した王美花女史は同局の今年度の重点施策について特許法、商標法、著作権法の改正を推進する考えを明らかにした。そのうち、2003 年 2 月 6 日改正、2004 年 7 月 1 日に施行の現行特許法に関し、知的財産局は知的財産権を取り巻く国際環境の推移を持続的に考察しつつ、産業界の発展に合わせ、各界の意見を視野に入れ、改正案の骨子に次の課題が盛り込まれたことを発表した。

1. 動植物に対する特許保護を解禁し、権利範囲、権利消尽、個人による非営利的使用行為、農民の免責条件等を明確に定める。

2. 2001 年のドーハ閣議会議で採択された「TRIPS 協定及び公衆衛生に関するドーハ宣言」及び、2003 年 8 月 30 日にジュネーブで開催された WTO 一般理事会の医薬品アクセスに関する決定は、医薬品製造能力のない若しくは不十分な加盟国は HIV エイズ、マラリア、結核その他重大な伝染病等公衆衛生にかかわる悪影響を与える疫疾により、国が緊急事態に直面するときは、安価な特許薬の入手を容易にする必要があるという基本合意が成立している。これに応じて、特許権によってジェネリック医薬品の製造が制限されるとされていたも

のでも、一定の条件を満たす場合（緊急事態や公益増進のための非営利的使用）には、医薬品特許の強制実施により、低開発国や開発途上国に対してジェネリック医薬品を提供できるようにする。

3. 研究試験の場合には、特許権の効力が非商業的目的の個人行為に及ばない。

4. 「新式様専利」（意匠）という従来の名前も「設計専利」に変更し、さらに工業製品のデザインへの保護を拡大するため、部分意匠、二次的意匠、組物意匠、画面デザインといわれるアイコンとグラフィカル・ユーザー・インターフェイス（GUI）のデザインを意匠登録出願の対象に追加する。

5. 実用新案技術報告の提示などを含む実務上の問題、実用新案の更正、実用新案権を職権により取り消すことができるかどうか、制度全般にわたる関連規定の改正を検討する。

6. その他、特許実務に対応する手続きの規定の規制緩和、特許料の滞納、補充・修正・更正に関する規定等の見直し。

7. 特許権の侵害に関わる主観的要件、類型、賠償請求の範囲及び証拠保全等特許権の侵害に関連する規定の見直しを行う。特許表示については、他国の規定を参考にどのように調整するかを考える。間接的侵害行為については、法制度全体に関わる問題であるため、権利侵害の類型及び行為態様について、司法機関、関連業界と協議しながら検討を進めていく。

このほか、知的財産裁判所の創設に備え、また経済発展会議における「知的財産権の審査体制の健全化」及び行政院科学技術諮問会議における「特許・商標に関する行政救済手続きの簡素化」に関する決議の実行のため、現行「四審級」行政救済手続きを「三審級」に改めるとともに、部（日本の「省」に相当）レベルの所管庁を設置する方向で計画を立てる方針を示している。（2008.01）

06 TRIPS 協定第 31 条ノ 1 を閣議決定 立法院で 09 年までに批准を (2008.04)

世界貿易機関（WTO）は加盟国の発展途上国で重大な伝染病が発生する時に必要な医薬品のアクセス問題を解決するために、TRIPS 協定（PROTOCOL AMENDING THE TRIPS AGREEMENT）に、製薬能力に欠ける加盟国は他の加盟国が代わりに製造した特許医薬品を輸入することができるようにするための医薬品特許の強制実施許諾に関する規定第 31 条ノ 1 を新たに盛り込んだ。台湾行政院は先日、この議定書を閣議決定し、来年までに批准手続きを完了するよう国会の立法院に申し入れた。

TRIPS 協定第 31 条により、WTO 加盟国は特許医薬品を特許権者以外の者に製造させることが可能である。但し、加盟国が製薬能力を持たない場合は他の加盟国から医薬品を入手することが可能かどうかは明確に定めていなかった。したがって、WTO は 2005 年に第 31 条ノ 1 を新設し、発展途上国が他の加盟国による強制実施許諾を通して、エイズ、肺結核、マラリア等の伝染病の治療に必要な医薬品を入手できるようにした。

WTO 設立以来、関係協定を修正するのはこれが初めてのことで、加盟国は 2009 年 12 月 31 日までに批准手続きを完了することとなっている。（2008.04）

07 医・農薬品特許権利期間 2~5 年間延長の方針 (2008.10)

医薬品、農薬品に係る発明について特許を取得した後、衛生署（厚生労働省に相当）若しくは農業委員会（農水省に相当）が発行する許可証を得なければ特許を実施することができない。しかし、許可証がおりるまでかなりの時間を要するので、特許権を行使できる時間が縮んでしまう。したがって、知的財産局は特許権期間延長基準の改定を行い、特許権の存続期間を 2~5 年間延長する方針を示した。権利期間の延長申請ができる特許は、医薬品・農薬品に係る発明（その方法発明に関する特許を使用するものを含む）及び、医薬品・農薬品を製造する方法発明であって、かつ延長申請のときには有効なものに限る。

特許法第 52 条により、医薬品、農薬品又はその製造方法に係る発明の特許権の実施は、他の法律により許可証を取得しなければならない。許可証取得のため特許公告後 2 年以上を要するものは、5 年を超えない範囲内で特許権期間の延長を認める。特許権利期間延長制度は、医・農薬品及びその製法特許を実施するために法定審査を経て販売許可証を取得するのに要した時間を補うことを目的とする。したがって、特許権利期間の延長は一回に限る。

改定案により、権利期間の延長を主張することのできる特許発明は、特許期間中であって販売許可証取得済みの医薬品の有効成分、用途若しくは農薬品の有効成分、用途に対応する成分、用途又は製法に限る。権利期間の延長が認められた特許発明の延長期間中の権利範囲は、特許期間中であって許可証に記載された有効成分とその用途に対応する成分、用途又は製法にのみ及び、言い換えれば、期間延長が認められる特許発明は、特許期間中であって中央目的事業主管庁に販売許可証を申請するために特許権の実施を遅らせた特定の対象に限る。

医薬品又は農薬品を市販するのに政府機関の許可が必要だから、その許可を得るために一部分の特許権利期間を犠牲にしなければならない。こうした状況の中、新薬の研究開発など投資意欲の低下につながりかねないので、特許権期間の延長によって、製薬会社が許可証をまつ間の権利期間の損失の埋め合わせをするのは妥当である、と知的財産局は強調する。期間延長反対の声が少なく、基準の改定は順調に行われる見通し。（2008.10）

08 医薬品・農薬品特許権延長 発売許可証取得期間2年以上が必要な制限は撤廃へ (2009.03/2009.02)

知的財産局は、医薬品・農薬品について発売許可証を取得する期間が2年足りない場合、特許権を延長することができない制限を撤廃する方針を示した。

医薬品・農薬品を発売する前に特許権を出願するとともに、衛生署に検査登記許可証を申請しなければならない。たとえ特許権が付与されたとしても、許可証がなければ、特許権を実施することができない。したがって、知的財産局は出願人が許可証の下付を待つ間に特許権の実施ができないことに配慮して、申請から許可証が下りるまでの期間が2年に達する場合、現行規定により知的財産局に特許権存続期間の延長を申請することができ、最長5年間延長することが可能である。

特許法改正案により、知的財産局は許可証取得期間が二年以下の場合延長ができない制限に関する規定を削除する。出願人が特許権を取得した後、許可証が下りず、特許権の実施を遅らせた場合、一回に限って最長特許権存続期間が5年間延長できる。但し、特許権権利期間の延長ができる医薬品は人体に効く医薬品に限り、動物に医療作用のある薬品については適用しない。

医薬品特許権権利期間の延長は特許請求の範囲に限る。例えば、高血圧の治療にアスピリンを使用することに関する特許出願の場合、特許権の延長は高血圧の治療用に限り、その他の用途については適用しない。このほか、国民の健康福祉の向上を図り、ジェネリック医薬品 (Generic drug) の発売を早めるため、現行薬事法第40条ノ2第5項で新薬に係る特許権が登記検査申請前に行われた研究や試験に及ばないことを定めている。ただ、同規定のため、実務上紛争を生じている。特許権の効力が及ばないことに関する同規定について、関連政府機関が協議して、ジェネリック医薬品が発売される前の検査登記申請のために行われた研究・実験が特許権の効力に拘束されないことを、特許法においても明確に定めるべきであるという共通認識を達成した。

| 特許法の一部を改正する案 (医薬品に関する) | |
|---|--|
| <p>第62条 特許権の効力が、薬事法に定めた薬物の検査登記許可証の取得のため、研究・実験目的で発明を実施する必要な行為には及ばない。 前項の場合は、国外での発売許可を取得するためのものについても準用する。</p> | <p>本条新設</p> |
| <p>新旧条文対照表</p> | |
| <p>改正条文</p> <p>第55条 医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要がある場合において、それを特許公告後取得するときは、特許権者は一回限りで第一次許可証を以って最長5年まで特許の延長を申請することができ、かつ当該第一次許可証によっては一回に限って特許権期間の延長申請ができる。 前項延長許可期間は、中央目的事業の主務官庁より許可証を取得するのに要した期間を超えることができず、許可証の取得期間が5年を超える場合でも、その延長期間は5年に限る。 第1項においていう医薬品は、動物用薬品に及ばない。 第1項の出願をするときは、証明書類を添付して、第1回許可証を取得した日から3ヶ月以内に特許所管機関に出願書を提出しなければならない。但し、特許権存続期間満了前6ヶ月以内にこれを行うことができる。 主務官庁は、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業主務官庁とともに査定方法を定めなければならない。</p> | <p>現行条文</p> <p>第52条 医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要がある場合において、その取得に特許公告後二年以上の期間を要するときは、特許権者は一回限りで特許権を2年から5年間延長することを出願することができる。但し、延長を許可する期間は中央目的事業の主務官庁より許可証を取得するのに要した期間を超えることができない。許可証の取得期間が5年を超える場合でも、その延長期間は5年に限る。 前項の出願をするときは、証明書類を添付して、第1回許可証を取得した日から3ヶ月以内に特許所管機関に出願書を提出しなければならない。但し、特許権存続期間満了前6ヶ月以内にこれを行うことができない。 主務官庁は、前項の出願について、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業主務官庁とともに決定方法を定めなければならない。</p> |

(2009.03/2009.02)

09 品種の特許法の適用対象に 農作物への保護拡大目指す、農業委員会 (2009.04)

不法業者或いは中国企業が台湾農作物の品種を権利者に無断で利用するのを防ぐため、行政院農業委員会 (農水省に相当) 科技 (科学技術) 処によると、野菜及び花卉等の新品種は現段階では植物品種及び種苗法のみで保護されるのであって、農作物の品種に関する知的財産権への保護を拡大する必要があることから、品種

の国外における使用許諾制度を推進するほか、特許法の適用対象に加え入れる方針で検討していることを明らかにした。

また、農作物品種のビジネスチャンス拡大するためにも、科技処処長の黄子彬氏により、農業委員会は品種の国外における使用許諾制度を推進しており、例えば高雄(地名)三号のマンゴ品種「夏雪」は日本の農林水産省に品種権を登録済みで、しかも日本の業者に日本国内で種苗の販売又は栽培を許諾している。台湾のマンゴ品種が国外での使用を許諾したのはこれが初めてである。

このほか、高雄農業改良場の六号、七号の枝豆も既に日本で品種権の登録を済ましたという。農業改良場もマンゴ品種「夏雪」と同じ形で、日本の雪印企業傘下の種苗会社に上記枝豆の品種の販売を認めている。台湾権利者の許諾を得ない限り、台湾の登録済み枝豆品種を勝手に使用したり販売したりしてはならない。(2009.04)

10 特許法改正案、発売認可取得のための試験・研究等 特許権の効力及ばず (2009.05)

知的財産局は先日、特許法を大幅に改正するための公聴会を開いた際、外国の先発医薬品メーカーが特許権を享有する医薬品の特許権利期間が切れる前に、台湾の後発医薬品メーカーが当該医薬品の製造を申請するためにその成分を使って治験を行うときは、特許権を侵害するおそれがあることなどを議題に取り上げた。

このため、先発医薬品メーカーの医薬品の特許権利期間が終了する前に、国内の後発医薬品メーカーが薬事法により衛生署に薬物検査登記又は外国発売許可を申請するために行う臨床試験(治験)研究及び其の必要な行為等が特許権の効力に拘束されないように、知的財産局は特許法を改正する方向で検討している。

医薬品に係る特許権がなお存続中の場合、国内医薬品メーカーが試験を行えるか否か?内外医薬品メーカーはこれをめぐって裁判所で争う事件が頻発している。したがって、ジェネリック医薬品と新薬について試験を実施する期間内に権利侵害になるか?同局の王美花局長は特許法第61条に新たに規定を設ける方針を示した。詳細は下表をご参照ください。

| 医薬品の試験等の免責に関する特許法改正案 | |
|---|---|
| 改正条文 | 現行条文 |
| <p>第60条 特許権の効力は次の各号に掲げるものに及ばない。</p> <p>一. 商業目的によらない未公開行為。</p> <p>二. 研究又は試験の目的で発明を実施する必要な行為。</p> <p>三. 出願前に既に国内で実施され、又は既に必要な準備を完了したものの。但し、特許出願人より其の発明を知ってから6ヶ月未満、並びに特許出願人が其の特許権を留保する旨の表明があったときは、この限りでない。</p> <p>四. 単に国境を通過するに過ぎない交通機関又は其の装置。</p> <p>五. 特許出願権者でない者が受けた特許権は、特許権者の審判請求因り取り消しにされたときは、其の実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施し又は既に必要な準備を完了した者。</p> <p>六. 特許権者が製造し、又は其の同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売こと。上記の製造、販売行為は国内に限らない。</p> <p>七. 特許権が第74条第1項第3号規定により消滅した後、特許権者が法により特許権の効力が回復し、並びに公告前に、善意で実施し又は必要な準備を完了した者。</p> <p>前項第3号、第5号及び第7号の実施者は、其の本来の事業目的範囲内においてのみ引き続いて利用することができる。第6号の販売をすることができる区域は、裁判所が事実に基づいてこれを認定する。</p> <p>第1項第5号の実施権者は、実施許諾に係る特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に合理的な実施料を支払わなければならない。</p> | <p>第57条 特許権の効力は次の各号に掲げるものに及ばない。</p> <p>一. 研究、教学又は試験のために其の発明を実施し、<u>営利行為のないもの。</u></p> <p>二. 出願前に既に国内で使用され、又は既に必要な準備を完了したものの。但し、<u>出願前から6ヵ月以内に、特許出願人より其の製造方法を知り、並びに特許出願人が其の特許権を留保する旨の表明があったときは、この限りでない。</u></p> <p>三. 出願前に既に国内に存在していた物品。</p> <p>四. 単に国境を通過するに過ぎない交通機関又は其の装置。</p> <p>五. 特許出願権者でない者が受けた特許権が特許権者の審判請求に因り取り消しにされたときは、其の実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施し又は既に必要な準備を完了した者。</p> <p>六. 特許権者が製造し、又は其の同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売こと。上記の製造、販売行為は国内に限らない。</p> <p>前項第2号及び第5号の実施者は、其の元来の事業においてのみ引き続いて利用することができる。第6号の販売をすることができる区域は、<u>裁判所が事実に基づいてこれを認定する。</u></p> <p>第1項第5号の実施権者は、実施許諾に係る特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に合理的な実施料を支払わなければならない。</p> |

第61条 特許権の効力は、薬事法に定めた薬物検査登記許可又は国外薬物発売許可を取得することを目的として行う研究、試験及びその必要な行為に及ばない。

(2009.05)

本条新設

| 4 特許権の法改正 - 特許の出願 / 審査 / 行政救済 | |
|-------------------------------|---|
| 01 | 同一技術で特許と実用新案の同時出願が可能か？ 賛否両論 (2006.07) |
| 02 | ドラえもん「どこでもドア」が実用新案出願対象になりうるか？ (2006.07) 知財局、実施が困難な考案等を職権で権利取り消す検討へ |
| 03 | ソフトウェア発明審査基準が改定へ 欧米制度との不調和を懸念する声も (2006.08) |
| 04 | 外国人の優先権主張 相互承認の公告日が WTO 加盟日が決め手 (2006.09) 最高行政裁、優先日の取扱いに対する指標的判決 |
| 05 | 特許手続審査基準の簡素化、改訂版 25 日から適用 (2006.09) |
| 06 | 特許データベース充実化計画 本格化へ、知的財産局 (2006.10) |
| 07 | 特許商標行政救済手続き簡素化 現行四審級から三審級へ (2006.11) |
| 08 | 知的財産局に「特許再審査委員会」設置方針 (2006.11) EPO 審判部に相当 高官を招いて経験談 |
| 09 | 特許出願、審査官との面接 テレビ会議でも OK (2006.11) |
| 10 | 実用新案技術報告交付前 権利者に説明の機会を (2006.12) |
| 11 | 特許審査情報透明化に新しい措置 (2006.12) 「特許出願案検索報告」 07 年 1 月 1 日から実施 |
| 12 | 同一技術につき特許と実用新案の同時出願が可能へ (2006.12) |
| 13 | 特許料金改定 請求項毎に計算、無用な特許出願の抑制 (2007.03) |
| 14 | 特許・商標関連行政救済手続き簡素化へ 権利化所要時間の大幅短縮 (2007.10) 再審査と無効審判の取扱いは知的財産局から経済部へ |
| 15 | 実用新案や商標の審査待ち時間 大幅短縮へ (2007.11) |
| 16 | 技術審査官訓練 特許訴訟審理効率化図る (2008.01) |
| 17 | 特許審査通知への指定返答期間 9 月 1 日から月間で計算 (2008.06-2008.07) |
| 18 | 特許・商標の電子出願 普及促進策として手数料軽減 (2008.09) |
| 19 | 智慧局衡平客観条件之差異自 97 年 1 月 1 日起調整国外発明、新式様專利初審及再審査案件之申復期間 (2008.01) |
| 20 | 特許出願の加速審査請求制度 1 月 1 日から実施開始 (2008.12) |
| 21 | 台湾特許審査の加速審査請求制度(PPH) 2009 年 1 月 1 日より試験実施開始——経済部知的財産局特許審査の迅速化請求制度案内 (2009.01) |
| 22 | 台湾特許審査の加速審査制度の試行現状について - 早期の制度利用のご案内 (2009.07) |

01 同一技術で特許と実用新案の同時出願が可能か？ 賛否両論 (2006.07)

同一技術について特許と実用新案の同時出願を開放すべきかについて、知的財産局が 18 日に開いた専利法（特許法、実用新案法、意匠法に相当）改正に関する公聴会で、特許戦略の展開に有利だという理由で開放に賛成する業者、特許代理人と、反対側の有識者が激しく議論した。

同法により、同一の発明若しくは考案について同日にそれぞれ発明専利（特許）、新型専利（実用新案）の登録出願をすることに關し、これが同一の出願人によるものである場合、期限を定めて出願人にいずれかを択一して出願させなければならない。出願人が異なる場合、どちらかが出願ということについて協議するよう両方に通知しなければならない。いずれかを選択せず、又は協議が不成立の場合、いずれの出願も拒絶されることになる。

この規定による制限を巧みに回避する方法としては、特許代理人や業界では、一日をずらして出願を提出するやり方が普及している。

知的財産局はプレス発表で、十分に権利を確保し、企業にとって知的財産権戦略の展開に有利な法的環境を整備するために、原則として「同一出願人」が同一技術について同時出願ができるようにする方向で検討することをあきらかにした。これにより、実用新案登録出願について形式審査（方式審査）制度が採用されたことによる権利取得の迅速化に加え、実体審査を経た特許権の安定化を利用して、権利のよりどころを充実させる。

一方、権利の連続性と競合の取り扱い、同時出願の開放に伴う出願変更制度の廃止及び出願マネジメントの透明化などについては、改正案の出来次第、各界の意見を聞くことにしている。（2006.07）

02 ドラえもん「どこでもドア」が実用新案出願対象になりうるか？ (2006.07)

知財局、実施が困難な考案等を職権で権利取り消す検討へ

実用新案出願に形式審査（方式審査）が導入されたのは、権利取得の迅速化を求める産業界の声に応えるためだった。ところが、先行技術検索も実体要件の判断もしないという形式審査制度の抜け穴に突っ込んで、外国における公知の技術或いは実施の可能性が極めて低い考案或いは技術について実用新案を出願するケースが相次いだ。

これを受けて、知的財産局は関連規定を改める考えるを示した。実用新案に関する技術報告で出された結論から、公知の技術を用いて、或いは今の科学技術では実施が無理な考案、例えば、ドラえもんが登場する架空の道具「どこでもドア」などについて出願し、権利を取得したとしても、知的財産局はあとから職権によりその権利を取り消すことができるようにしたいというのだ。

知的財産局は、実用新案権者の権利を確保する見地から、技術報告で最終的な対比結果を出す前に権利者に意見陳述の機会を与える必要があるとの認識を示す一方、実用新案権の質と国民のそれに対する信頼感を維持するために、審査の過程における補充、修正が出願時の請求範囲をオーバーしていないかについても技術報告書の対比項目に加え入れることとする。

知的財産局によれば、方式審査が導入されてから、実用新案の出願件数が増えるが、技術報告の申請件数が登録件数に占める割合はわずか 7.2%ということから、出願に関して台湾企業が今でも「量」で勝負をつける傾向にあることが分かる。(2006.07)

03 ソフトウェア発明審査基準が改定へ 欧米制度との不調和を懸念する声も (2006.08)

知的財産局はコンピュータソフトウェア発明審査基準を改め、出願の要件を調整することにしている。知財局が提案する基準調整の一方向として、出願時にクレームの表現形式によって、例えば、如何にハードウェア資源を用いてソフトウェアによる情報処理を実現させるかのステップを詳細に記述するなど、本来なら特許性のないものがその書き方によって発明と認められてしまうこともありうる、とソフトウェア産業の発展へのマイナスを懸念する声が出ている。

ソフトウェア発明審査基準に規定された発明の定義に従い、自然法則を利用した技術的思想の創作であるかどうかで、特許適格性が判断される。ソフトウェア発明に係る特許出願をするときは、特許明細書にフローチャートやブロック図を利用して技術的要素の構成を具体的に表現することが必要である。

改定案について、8月15日に開かれた公聴会で、ソフト業界からの参加者は、「ソフトウェア関連発明において、方法クレームに関して、ステップズ・プラス・ファンクション (steps plus function) 形式で特許請求の範囲を特定することができるが、それでもメソッドの流れに従い、そのソフトウェアによる情報処理に必要なステップや操作、またハードウェア資源をどう取り込んでこれらのステップや操作を実行するかを具体的にかつ明確に説明しなければならない」が最大の問題点となると指摘している。

知財局案は日本のソフトウェア発明審査基準を踏襲したところが多いとみられる。日本におけるクレームの記述スタイルは欧米のそれと異なり、欧米制度との調和性を重要視する観点から、ハードウェア資源をどう利用するかを具体的に記載することを必要とする日本式の書き方が結果的にソフトウェア特許の強さを弱めるのではとの見方がある。しかし一方では、日米欧特許庁が2000年に実施した「ビジネス方法関連発明に関する比較研究」では、仮想ビジネス方法関連発明に基き、審査結果の比較研究が行われたところ、ソフトウェア関連発明としてのビジネス方法の審査実務については、新規性、進歩性を含めた判断には差の見られるケースもあるものの、特許適格性の判断については、大きな差異が認められないとの結果をまとめており、翌年に日本特許庁はさらに幾つかの代表的なビジネス方法関連発明について、各国の審査状況を比較し、特に日米においては特許適格性の判断に大きな差は見られなかったとの発表があった。

先進国の中で、特許性判断については、アメリカが最も緩い。インターネットと電子商取引の拡大は、多くのソフトウェアやビジネス方法に関する発明の出願を増大させ、一般的に特許にならないと信じられていた対象に特許が認められることになった。1998年、米国のビジネス方法特許の分類とされるクラス705に分類される出願に特許が付与された件数がなんと31.3%にも達した。だが、最近、ソフトウェア発明に特許を付与する件数が大幅に減少し、705クラスの出願も過去の五年間で平均8.4%と特許数が著しく減ってきている。

欧州特許庁(EPO)では、1990年以降、技術的貢献アプローチと呼ばれる判断手法が採用されていた。その後、更なる技術的効果があるかないかによって評価される技術的性質の有無が特許対象となる発明かどうかの判断基準とされている。日本の運用指針においても、「進歩性」が認められない八つの態様を列挙するなど、発明の成立性の認定をより厳格にした。

近年、ソフトウェア関連発明の特許適格性の判断基準が次第に明確化されるにつれ、先進国におけるソフトウェア関連発明の訴訟事件では特許性を問題にするよりも、「新規性」「進歩性」の有無に攻防の焦点が集中する傾向を示している。ビジネス関連分野の先行事例の情報が不十分であると、「新規性」や「進歩性」に欠ける出願に特許権を認める恐れがあるため、ビジネス関連分野の先行事例データベースの充実化に関心が向いている。(2006.08)

04 外国人の優先権主張 相互承認の公告日か WTO 加盟日が決め手 (2006.09)

最高行政裁、優先日の取扱いに対する指標的判決

最高行政裁判所の最近の判決によると、外国籍特許出願人が台湾で優先権を主張するときは、その主張する優先日は、互惠原則により台湾と相手国が優先権を相互に承認する日、または台湾がWTOに加盟する日(2002年1月1日)より先であってはならない。最高行政裁はこれを理由に、ヨーロッパ最大手半導体設備メーカー、A社(オランダ)による優先権主張の訴えを退けた。

A社は優先権に関する行政訴訟を相次いで起しているが、そのほとんどが敗訴。この判決は、国際優先権主張の取扱いに関して指標的なものであるとみられている。

今回の事件は、A社が2002年3月20日に台湾知的財産局に特許出願をすると同時に、優先権を主張した。願書に記載された、優先権主張の基礎となるEPO(欧州特許庁)への出願日は2001年5月21日(優先日)。知的財産局が審査した後、優先権を享有すべきでないとして認定した。

A社は、「台湾は2002年1月1日にWTOに加盟し、WTOの加盟国である以上、オランダも含め、EU加盟国の全てが台湾との間に優先権を相互に承認する条約若しくは協定が結ばれた国となるため、同社の欧州特許条約(EPC)に基いた出願は締約国における国内出願としてオランダで出願したものと同一視され、優先権を享有するのは当然である」と主張する。

台湾の特許法上、国際優先権の承認に関しては、互惠の原則が適用されているため、互惠国国民が主張する優先日は、その国と台湾が相互に優先権を承認することが効力を生じる日(公告日)より先であってはならない。非互惠国の国民でない、WTO加盟国の国民若しくは準内国民、又は互惠国の準内国民による優先権主張を伴う出願の場合、その優先日は2002年1月1日より先であってはならない。(2006.09)

05 特許手続審査基準の簡素化、改訂版 25日から適用 (2006.09)

署名や証明書類に対する手続審査の簡略化のほか、出願人が主張する声明事項の認定を緩めるなど特許手続審査基準が改定された。声明事項の主張への認定の緩和というのは、具体的に新規性の優遇期間及び国際優先権・国内優先権並びに特許出願に係る生物材料を寄託していること主張するものは、出願時に申請人に声明事項を主張する意思があると客観的に判断することができれば、主張があったとみなす。

同審査基準は2005年5月20日に公布施行され、手続審査の迅速化と簡素化による行政の効率向上を図ろうと、施行して二年足らずに改正に踏み切った。

訳注：出願がなされた特許又は実用新案は、出願する前に既に刊行物に記載され、公然実施され又は公衆に知られたときは、原則として公開されたものとして先行技術となり、新規性を失う。但し、

1. 研究、試験目的の場合。
2. 政府が主催し、または政府の認可を受けた展覧会に出品(陳列)する場合。
3. 出願人の本意によらずに漏えいした場合。

1~3に掲げる場合のいずれかに該当するものは、事実が発生した日から6ヶ月以内に出願するときに、その事実を説明すれば、例外的に当該公開された技術を先行技術とせず、新規性も失わずに済む。また、前記3の場合には出願時に説明することを必要としない。新規性の喪失の例外とされるこの6ヶ月間を『新規性優遇期間(或いは猶予期間)』という。(2006.09)

06 特許データベース充実化計画 本格化へ、知的財産局 (2006.10)

産業界におけるイノベーション、研究開発に役立たせようと、知的財産局は「特許データベースの充実化に関する実施計画」に取り掛かっている。特許情報データベースの充実化を図ることによって、発明者が従来技術の特許権が及ぶ範囲や各分野での技術発展状況を事前に十分把握し、技術開発に投入する資源の浪費をなくす。研究開発をするのに約60%の時間短縮、40%の経費削減が可能になるとみられる。

この計画は短期、中期、長期の三段階に分けて実施する。短期計画は06年12月、07年3月、07年6月をめぐり、計12項目に及ぶ現行システムの拡充と統合を次々へ完成していく。中期計画は科学技術専門プロジェクトを立ち上げ、4年間で特許明細書のデジタル化を実現する。最終的には、「知的財産権 e 網通」の開通に伴うペーパーレス化と全面的な電子化の目標を達成する。

近年、わが国特許(実用新案、意匠を含む)出願件数は大幅に増えている。05年は8万件近くに達し、10年前の4万7千件余りに比べて70%も成長した。特にこの4年間の平均年間成長率は10%と際立って高い。米特許取得数も10年前の7名から4名に躍進し、アメリカ、日本、ドイツに次いで世界四位獲得。

しかし、特許数の大幅増が経済的価値に反映されていない。商品化の割合は僅か「千分の三」、世界的平均水準の「百分の三」をはるかに下回っている。特許「空洞化」が懸念されるなか、この計画への期待も大きい。

(2006.10)

07 特許商標行政救済手続き簡素化 現行四審級から三審級へ (2006.10)

知的財産裁判所の創設に備え、知的財産局は現行特許・商標についての行政救済手続きの簡素化を図るため、現行「四審級」を「三審級」に改め、しかも合議制で審理する方向で検討していることを明らかにした。

同局が公表した改正案によると、特許・商標に関する知的財産局処分への不服申立ては三審級となり、第一審は知的財産局内部の上級審査官からなる合議制で行政審査を行い、第二審は事実審と法律審を兼ね備える知的財産裁判所が司法審査を行い、第三審は最高行政裁判所が法律審である司法審査を行うこととする。

現行特許・商標行政救済手続きのもとでは、知的財産局は主務官庁でありながら、被告と原告の板ばさみのような立場におかれ、三方の当事者が争う複雑な関係を生み出している。このため、日本の制度を参考に、審

査と審判をそれぞれ、処分機関と出願人が対立することと、双方当事人（無効審判請求人と出願人）が対立するという二つの異なる紛争処理手続に分ける。

もう一つ改正案の目玉とされているのは、特許・商標の再審査と無効審判について合議制が導入されることである。そのうえ、審理迅速化、並びに争点を口頭弁論を通じて明らかにしていくために、原則として口頭審理を実施する。(2006.11)

08 知的財産局に「特許再審査委員会」設置方針 (2006.11)

EPO 審判部に相当 高官を招いて経験談

知的財産裁判所の創設にあわせ、知的財産局は特許・商標行政救済手続きの簡素化の一環として検討されている「復審(再審査)委員会」の設置に向け、欧州特許庁の組織で同じような役割を果たしている「審判部(Boards of Appeal)」から高官を招いて、審判部の運営などについて貴重な意見を数多くいただいた。

EPO 審判部に対する不服申立ては年間約 1,500 件。しかし、人員不足で既済件数が新受件数を追いつかない状況が続いており、今のところ未済件数は 3,357 件とかなりたまっている。独立して運営している組織だけに、不服申立て手数料以外の収入源がなく、それでも現行の審査の質を維持するために増員には慎重な姿勢だ。(2006.11)

09 特許出願、審査官との面接 テレビ会議でも OK (2006.11)

産業界に朗報！知的財産局は 11 月下旬から特許出願について「テレビ会議による面接」の受付を始めたため、審査官と面接をする必要があるときは、出願人は知的財産局の新竹、台中、台南、高雄に設けているサービスセンターでテレビ会議システムによる面接の申請ができるようになった。

同局の統計によると、去年面接を受け付けた回数は 624 回で、「テレビ会議面接システム」の実施により、物理的な距離の問題で悩みの種になっていた面接に関して、中、南部の出願人は最寄りのサービスセンターでタイムリーな面接を受けられるようにしたのも、出願人へのサービスの向上を推進する施策の一環である。(2006.11)

10 実用新案技術報告交付前 権利者に説明の機会を (2006.12)

実用新案権者の権利を確保するため、実用新案（台湾では「新型專利」という）技術調査報告書で、同実用新案出願に係る考案に新規性若しくは進歩性がないと判断された場合、報告書を交付する前に権利者にそれについて説明する機会を与え、その説明次第で知的財産局は先の認定を変更することもありうる。この新制度は 07 年 1 月 1 日から実施する。

04 年の専利法改正以降、実用新案に形式審査（日本の「方式審査」に相当）が導入され、実用新案登録出願について先行技術の検索と実体要件の判断をする必要がなくなり、権利の有効性が確認されないまま、出願人は権利を取得してしまうわけだから、実用新案権の実体要件を満たしているかを確認しようとするときは、専利法により、知的財産局に同実用新案に関する技術報告書の作成を請求し、それを権利行使或いは技術実施の根拠とすることができる。しかし、認定の結果はどうあれ、実用新案技術報告というのは、当該技術が実用新案としての構成要件に当てはまるかを客観的に判断し、報告担当者の所見を提供するものに過ぎず、その権利が有効かどうかの処分ではない。

ただ、技術報告書で新規性或いは進歩性に欠けるとい判断が出された場合、当該実用新案権に基づく第三者への権利行使には不利な材料となり、権利侵害訴訟提起の根拠としては不十分かつ問題に満ちたものであるといった意見が実用新案権者から多数寄せられてきたことに鑑み、最終的な技術報告書を仕上げる前に、権利者に一度その内容に関して説明する機会を与える。(2006.12)

11 特許審査情報透明化に新しい措置 (2006.12)

「特許出願案検索報告」 07 年 1 月 1 日から実施

知的財産局は、特許審査の質と透明化を向上させるため、07 年 1 月 1 日から「審査意見通知書」、「登録査定書」に「特許出願案検索報告」を添付する新しい措置の実施を発表した。先行技術検索情報の透明化を高めることによって、審査に当たっている関係者に先願資料の検索、引用文献と出願案との関連性の考察、そして出願の特許可能性についての慎重な判断を促すことが目的。出願人は明確かつ完全な審査引用資料を入手することが可能なだけでなく、出願案の特許可能性、或いはその後の審査に補充説明する必要があるかないかを早めに判断することもできる。

このほか、実務上審査を経た案件について、出願人に知的財産局から「拒絶理由先行通知書」か「補充・修正通知書」が送られてくるのに対し、先進国、たとえば EU 特許庁では「First Communication」、アメリカ特許商標局では「Office Action」という文書名で統一されている。したがって、知的財産局は審査作業の簡略化のため、上記の二書類を「審査意見通知書」に一本化することにした。(2006.12)

12 同一技術につき特許と実用新案の同時出願が可能へ (2006.12)

知的財産局では、同一出願人が同一技術について特許と実用新案の同時出願ができるように、専利法の一部改正を検討していることが明らかになった。実用新案は方式審査をとるため、審査所要時間が比較的長い特許に比べ早期権利化が実現できるメリットから、同時出願ができるようにし、特許の登録査定が認められれば、先に取得した実用新案権を放棄すればよい。

知的財産局によると、同一技術の内容について特許権と実用新案権を重複して付与することができないというのが基本原則。方式審査で済む実用新案より、実質審査を受けた特許権は所要時間が長いかもしれないが、有効な権利行使の観点からすれば、比較的安定的な特許権を取得したほうが断然有利なため、上に述べた基本原則に反しない範囲内で、異なる二つの権利を相前後して与える形で、出願人の権利をより早い段階から保護する。

現行法の下では、出願人が同一技術について同時に特許と実用新案登録を出願し、両方とも認められた場合、そのどちらの権利だけが存続することになる。後で審査を通った特許権をとるのであれば、先に通った実用新案権は最初から存在しないということで公告されることになり、権利が保護される期間は短い。新制度は、特許査定後、出願人が特許を選択した場合には、先の実用新案権は特許の公告日から消滅するが、権利の保護期間が途中で切れることなく実用新案権から特許権へと続くことから、現行法より早期の権利保護の実現が可能である。

ちなみに、同一技術への同時出願の容認に伴い、特許出願の変更に関連する規定が削除されることになる。(2006.12)

13 特許料金改定 請求項毎に計算、無用な特許出願の抑制 (2007.03)

特許出願料金は近く改定される見通しとなった。料金徴収の合理性を図るため、知的財産局では現行特許審査報告書のページ数に基づいた算定方法を請求項の数によることに改めることを検討している。

特許審査は保護範囲の請求項毎に行われるが、料金のほうは、出願時に手数料 3,500 元、実際に審査に入るときは審査書のページ数に基づいて更に審査請求料を加算する。具体的に 50 ページ以下の場合は 8,000 元、50 ページを超えたものは 50 ページ毎に 500 元が加算される。

今検討中の新基準は二つの試案がある。一つ目は、請求項の数について基数を設定し、基数を超えた部分について幾つかのランクに分けて料金を逡増させる。二つ目は、基数がなく、請求項毎に料金を計算する。基本料金は幾らとするかについては、近く公聴会を開き、各界の意見をまとめてから定める。

去年の特許・実用新案・意匠出願件数は八万件で、うち実用性の低い無駄な出願も相当含まれ、出願・審査請求の内容が必ずしも高度のものとは限らない。また、今年から審査報告書の添付が義務付けられるので、審査官はかなりの負担を強いられている。こうした情勢に対処するため、審査請求料の値上げにより、実質的に利用されることがなく、あるいは経済的価値の低い特許の出願・審査請求を抑制することにつなげたいという考えである。(2007.03)

14 特許・商標関連行政救済手続き簡素化へ 権利化所要時間の大幅短縮 (2007.10)

再審査と無効審判の取扱いは知的財産局から経済部へ

経済部の陳瑞隆部長(経済産業大臣に相当)によると、近い将来の専利法(特許法、実用新案法、意匠法に相当)改正とともに特許・商標に関連する煩瑣な行政救済手続き、すなわち、これまで知的財産局で取り扱われていた特許・商標の再審査および無効審判は、経済部が処理するという新体制に移行するという。これにより、出願の流れの簡素化とコストの節減が図れ、出願人はより短い時間で知的財産を権利化し、法的地位を確立させることができる。

昨年の特許出願件数(実用新案、意匠を含む)は 8 万 1000 件で、商標出願件数は 7 万 9600 件に達する。出願から登録(公告)査定まで平均で 10 ヶ月がかかるが、1 ないし 2 年かかるケースもある。再審査の申出あるいは無効審判請求があったときは、通常の二倍の時間がかかることになり、ほぼやり直しに等しい。例えば、特許の場合、出願人は拒絶査定に納得しなければ、知的財産局に再審査を申し出ることができる。再審査をクリアできない場合は、経済部訴願審議委員会に不服申立てをする。それでも退けられたときには、行政裁判所に処分の取消しを求める訴訟を起こす、という手続きになっている。

現段階で経済部は次の方向で手続きの改定を進める考えを示している。一つは、知的財産局での手続きの簡素化。出願人が審査の結果に異見があるときは、知的財産局の再審査を経ることなく、直接経済部に訴願を提起する。二つ目は経済部の下で紛争解決体制を設ける。この手続きにおいても解決されないときは、高等行政裁判所(または来年 7 月に発足予定の高裁レベルの知的財産裁判所)に訴訟を起こす。

日米の制度を参考に、簡素化された後の新体制としては経済部の下に置く案が有力である。要するに特許の再審査および無効審判、ならびに商標の異議申立ておよび無効審判は、現行訴願手続きに取り込む。ただ、訴願審議会と合体するか或いは新たに機関を設置するかについては、更なる検討が必要だという。(2007.10)

15 実用新案や商標の審査待ち時間 大幅短縮へ (2007.11)

技術の革新、そしてその成果を知的財産として保護されるためには権利化が欠かせない。イノベーション促進を後押しする役割を担っている経済部が先日発表したところによると、特許や商標の早期権利化を実現するための審査期限の短縮への取組みに成果が表れた。実用新案、意匠の出願に関する初通知 (first action) の期間は平均でそれぞれ 3.9 ヶ月、9.95 ヶ月に、商標登録出願案件の処理期限は 8.73 ヶ月になり、アメリカの 18 ヶ月より大幅に短縮させることに成功し、国家競争力の向上に大いに寄与するという。

知的財産局はここ数年、特許発明の請求項ごとに審査することや、部内審査の割合を高めるなど積極的に改革を推し進めている。2006 年の無効審判請求件数が前年比 18% 減少、また審査の結果 (特許査定) を不服として訴願手続き入りした件数が 737 件で、初めて千件を下回ったことから、審査の質が向上していることが言える。

さらに、知的財産局は各種案件の合理的な審査期間について検討し、出願人が審査待ち時間や審査の進捗状況をある程度把握することができるようにすることによって、権利を取得するまでの不確定性を最低限に抑えたいとしている。(2007.11)

16 技術審査官訓練 特許訴訟審理効率化図る(2008.01)

今年 7 月に創設される予定の知的財産法院 (知的財産裁判所) に裁判官の補佐役として技術審査官が導入されることになった。特許侵害訴訟をはじめとする知的財産関係事件審理の質と効率化を向上させるため、技術審査官は双方当事者の主張のうち技術上の問題に関する論点整理や分析を行い、訴訟の争点をより明確にし、争点と証拠について意見を陳述して裁判官の参考に資する。

知的財産裁判所においては、特許侵害訴訟の審理がポイントとなるため、日本の知的財産裁判所の成功経験を参考に、技術審査官が果たすべき機能をどう発揮させるかは非常に重要である。特許審査官の選考作業を検討している知的財産局により、技術審査官の採用には技術、経験、キャリアを積んだ優秀な特許審査官が優先され、起用が決まった審査官に一定の訓練を加える。技術審査官制度の長期目標としては、問題点の分析と整理の能力が求められるほか、裁判での争点を明らかにする上で技術発展の最新動向を十分に把握しなければならないので、定期的に研修を進める体制の確立が必要である。そのためには、事件審理に支障を来さないことを前提に定期的に技術審査官を交替することが効果的な方法という。知的財産局としては技術審査官の養成訓練、選考審査を計画的に進めるほか、司法院と協議し、定期的に交替する方法で、技術審査官に転任した特許審査官が特許審査体系に復帰してその本職、学識・能力を引き続き充実させることが可能な環境を整備しておきたいとしている。(2008.01)

17 特許審査通知への指定返答期間 9月1日から月間で計算(2008.06-2008.07)

9月1日から、特許、実用新案および意匠の初審及び再審査に関する通知の指定返答期間は現行の日数で計算することから、月間で計算することになった。経過期間内に通知を發した案件の (指定期間の) 終了日についてはなるべく寛大に認定するという。

わが国実務上、特許、実用新案および意匠の各種通知の指定期間は日数で計算する。例えば、外国特許出願に関する審査意見通知書について指定される返答期間は通知書が送達された日の次の日から 90 日をもって終了する。台湾とは対照的に、各国は月間で計算することが多い。このため、指定期間が 30 日以下のごく少数の一部の通知を除き、台湾でも月間で計算することに調整した。期間の計算については、行政手続法第 48 条により取り扱い、また特許法第 20 条第 1 項により、その開始日は算入されない。

例えば、指定期間が 3 ヶ月の通知書について、期間の終了日の計算は次のような場合が考えられる。

(一) 知的財産局の通知書が 8 月 31 日に送達され、その起算日は 9 月 1 日になり (送達当日の 8 月 31 日は開始日として算入されない) 期間の最終日は 11 月 30 日 (行政手続法第 48 条第 3 項本文規定により、最後の月間と起算日が相当する 12 月 1 日の前日を期間の最終日とする) である。したがって、出願人は 11 月 30 日までに書類の補正或いは補充、修正の申請を提出しなければならない。

(二) 知的財産局の通知書が 8 月 30 日に送達され、その起算日は 8 月 31 日になり (8 月 30 日は開始日で算入されない) 期間の最終日は 11 月 30 日 (行政手続法第 48 条第 3 項の但し書により、11 月は 30 日しかない) ので、起算日が相当する 31 日がなく、その月の最終日をもって期間の終了日とする。

(三) 行政手続法第 48 条第 4 項により、その期間の最終日は日曜日、祝日又は休日の場合、その日の次の日を期間の最終日とし、その期間の最終日は土曜日の場合、その次の月曜日を期間の最終日とする。例えば、期間の最終日は 10 月 10 日 (建国記念日) で、国が定めた祝日なので、10 月 11 日を期間の最終日とする。

経過期間中、即ち 8 月 31 日以前に通知書を出した、日数で指定期間を計算する案件に関する終了日の認定については、出願人の権利を確保するため、寛大に取り扱う。(2008.07/2008.06)

18 特許・商標の電子出願 普及促進策として手数料軽減(2008.09)

知的財産局で長い間準備を進めてきた「知的財産権 e 網通」はいよいよ 8 月 26 日にサービスを開始した。書面（紙）による出願から電子出願への切り替えを推進するため、同局はアメリカ、日本、EU、豪州、韓国などが電子出願に対する手数料軽減措置を参考に、特許（実用新案、意匠を含む）新規出願一件につき 600 元、商標登録出願 1 件につき 300 元の優遇措置（詳細は下表をご参照）を打ち出した。但し、特許の電子出願の場合、特許明細書及び図面を完全に電子化して発送しなければ優遇措置を適用することができない。

いわゆる「e 網通」とは、世界貿易機関が特許情報の交流を促進するため、加盟国に対し 2005 年以降電子出願のみを受け付けるよう要請したのを受けて、その対応として従来の書面による出願手続きと流れをオンラインで行えるように改め、統一してマークアップ言語の「XML」を採用するオンラインサービスネットワークをいう。

特許・商標電子出願の際、次の事項に留意しなければならない。まず、出願人と代理人は知的財産局「知的財産権 e 網通」サイトで会員登録を済ますこと。次に出願時に使用する電子署名は（電子認証又は電子署名ファイル）先にアップロードして登録すること。それから、編集及びデータ送信用のソフトをダウンロードして実行すること。

表 2 - 1

| 類別 | 出願料 | |
|--------|----------|------------------------|
| | 書面による手続き | 電子出願 |
| 特許出願 | 3,500 元 | 1 件につき 一律 600 元を減らす |
| 実用新案出願 | 3,000 元 | |
| 意匠登録出願 | 3,000 元 | |

表 2 - 2

| 商標登録 | 類別 | 書面による手続き | | | 電子出願 |
|-----------------------|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|----------------------------|
| 出 願 料 金 表 | 商 標 ・ 団 体 商 標 | 第 1 類から第 34 類までの 指定商品 | 同一区分（分類）で 20 種以下 の商品 | 1 分類 毎 に 3,000 元 | 1 件につき 一律 300 元を減 らす |
| | | | 同一分類で 20 種~60 種以下 の商品 | 1 分類 毎 に 5,000 元 | |
| | | | 同一分類で 61 種以上の商品 | 1 分類 毎 に 9,000 元 | |
| | 第 35 類から 第 45 類まで の指定役務 | 1 分類毎に 3,000 元 | | | |
| 団体標章・ 証明標章 | 1 件につき 5,000 元 | | | | |

(2008.09)

19 智慧局衡平客觀條件之差異自 97 年 1 月 1 日起調整國外發明、新式樣專利初審及再審査案件之申復期間

台湾知的財産局から外国出願人による特許及び意匠出願における意見書の提出期限に関する公告指令が出されましたので、その指令の内容を下記の通りにお知らせ申し上げます。ご参考としていただければ幸甚に存じ上げます。

「公告指令内容：

2008 年 1 月 1 日より、外国出願人による特許、意匠出願について、初審又は再審査の段階において発行される審査意見通知書に対する意見書の提出期限を現行の 60 日間から 90 日間に延長し、また、この意見書の提出期限の延期請求は認められるが、1 回に限る。意見書の提出期限の延期を含め、トータルの答弁期間は 180 日間を超えてはならない。

公告指令の施行に伴う経過処置：

（一）既に、意見書の提出期間を 60 日間として発行された審査意見通知書を受けたものは、延期請求をしなくても意見書の提出期限が自動的に元来の 60 日間から 90 日間に延長される。

（二）意見書の提出期限の延期請求に対して既に延期請求の許可通知書が発行され、且つ、延期許可後の期限日が、2008 年 1 月 1 日以後のものであれば、上記の原則に従って延期期間を与える。但し、トータルの答弁期間は 180 日間を超えてはならない。」(2008.01)

20 特許出願の加速審査請求制度 1月1日から実施開始

特許出願等の審査待ち時間を短縮するため、知的財産局は外国特許庁が同出願に関する審査結果を参酌して、「特許の加速審査」申請に関する手続を実施し、2009年1月1日から受理することになった。原則として、出願人が関連書類をそろえて提出してから6ヶ月以内に審査結果の通知を発することになっているが、実際の審査時間は出願に係る発明の技術分野による。

アメリカ、EU、日本、イギリス等においては他国特許庁との特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway, PPH）試行プログラムを実施している。日増しに増える特許出願案件の審査の迅速化のため、出願人がPPH試行プログラム参加国の特許庁が特許可能と判断した審査結果を他の特許庁が共用するというプロジェクトである。

特許出願人が他国への対応出願で審査を経て特許が付与されたか、又は特許査定公告が間近い場合に、自発的に特許請求範囲及び関連書類等を知的財産局に提供すれば、審査官もより多くの参考資料を入手することによって、迅速に審査意見を提出することができる。

「特許の加速審査」を申請するときは、下記条件を満たし、並びに関連書類を添付しなければならない。

1. 対応特許出願の実体審査又は再審査間近であるとの知的財産局の通知を受けていて、その外国での対応出願も既に当該外国特許庁の実体審査を経て許可されているもの。

2. 必須添付書類：

(1) 特許の加速審査申請書1部。

(2) 外国特許庁が既に特許査定公告した特許請求範囲（中国語訳本を含む）又は外国特許庁の許可通知コピー及びその公告が間近い特許の請求範囲（中国語訳本を含む）。

(3) 前述(2)の特許請求範囲の中国語訳本と当局への特許出願における特許請求範囲との差異説明。

前述(1)と(2)は必須添付書類であり、(3)は原則として必須添付書類ではあるが、「差異なし」の場合は提出不要。また、他に当局の審査の迅速化に有利な書類があれば、例えば、特許検索報告、外国特許庁により許可された出願明細書と国内出願との差異がアンダーライン等で記された資料、外国特許庁の審査意見及び提出意見関連書類コピー（中国語訳本の抜粋抄訳）等も併せて提出することができる。

この「特許審査の迅速化作業方案」は、1年間試行する予定であり、当局は実施状況に基づく検討評価を行い、継続実施するかどうかを決定する。(2008.12)

21 台湾特許審査の加速審査請求制度(PPH) 2009年1月1日より試験実施開始——經濟部知的財産局特許審査の迅速化請求制度案内

特許出願案件等の審査待ち時間を短縮する為、外国特許庁が許可した審査結果を参酌して、出願人による「特許審査の迅速化」申請の手続きを実施し、2009年1月1日よりその申請を受理する。

現在、台湾には他国と双方特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway, PPH）を締結する計画がない。そこで、現在日増しに増加している特許出願案件の審査を迅速化する為、外国の特許審査ハイウェイ制度の精神を有する手続きを採用し、出願人が他国の対応出願案件で審査を経て公告が許可されたか、又は公告間近の場合に、自発的に特許請求の範囲及び関連書類等を提出して、審査官がより多くの参考資料の助けを借りて、迅速に審査意見を提出できるようにする。

出願人が「特許審査の迅速化」を申請する際は、下記条件を満たし、同時に関連書類を添付しなければならない。

1. 前提条件

対応特許案件が実体審査又は再審査間近であるとの当局通知を得ていて、その外国の対応出願案件も既に当該外国特許庁の実体審査を経て許可されているもの。

(1) 対応案件に関する制限

当該対応出願案件は台湾で優先権を主張する基礎案件と同一特許ファミリーに属するものであれば該当するが、台湾で優先権の主張をしていない対応出願案件も排除しない。

(2) 実体範囲に関する制限

その判断原則は出願案件の特許請求の範囲に記載された発明が既に当該対応出願案件の明細書又は図式中に開示されていることである。

(3) 対応案件の出願国の制限

どの国家又は地域の対応出願案件が審査の迅速化を請求する依拠となるのかについてだが、確かに台湾の特許出願案件の外国対応案件の大部分が米国、日本及びヨーロッパのものであるものの、本方案の試行という性質を考慮し、原則的には審査の迅速化を請求する依拠について、特定国家又は地域の外国特許庁と制限せず、全て申請することができることとする。

(4) 台湾特許出願審査段階に関する制限

なお、出願案件が既に実体審査又は再審査間近であるとの当局通知を得ている場合、既に審査が行われているか否かを問わず、上述条件を満たしていれば、全て申請することができる。

(5) 既存の範囲補正の効果

また、他国の PPH 制度を考慮し、審理がまだ開始されていない案件 (即ち特許庁が発送する審査意見通知を受取っていないもの) のみ、申請することができると概ね限定することとする。当局が定めた審査の迅速化作業方案では、全ての審査中の案件について審査の迅速化申請を受理すると門戸を広げている。その為もし、出願人が審査の迅速化を請求した際に、当局審査官が既に当該出願案件について審査意見通知を送付して出願人にその特許請求の範囲を縮小するよう要請して、なお且つ出願人も既に縮小したことから、結果的に当該案件がより狭かな特許請求の範囲に修正された場合、行政コストの浪費を防ぐ為に、出願人は「外国で許可された特許請求の範囲が国内対応案件の修正済みの特許請求の範囲より大きい外国案件の許可書類」を以って審査迅速化の依拠とすることを避けるべきである。

2. 必須添付書類:

(1) 特許審査の迅速化申請書 1 部;

(2) 外国特許庁が既に許可公告した特許請求の範囲 (中国語訳文を含む) 又

は外国特許庁局の許可通知コピー及びその公告間近の特許請求の範囲。(中国語訳文を含む); 及び

(3) 前述(2)の特許請求の範囲の中国語訳文と当局への特許出願で送付した特許請求の範囲間の差異説明。もし差異がない場合、前述(1)の申請書に「差異なく提出不要」を記入すれば可。(註1をご参照)

上述(1)と(2)は必須添付書類であり、(3)も原則的に必須添付書類であるが、もし前述(3)で述べた「差異情況なし」であれば、提出不要である。なお、もし他の当局による審査の迅速化に有利な書類、例えば、特許検索報告、外国特許庁により許可された対応特許出願の明細書と国内出願の差異にアンダーラインを引いた資料、外国特許庁審査意見及び提出意見書関連書類コピー(中国語の要点適訳を含む)等も併せて提出することができる。

原則的に、当局は出願人が関連書類一式を揃えて提出してから 6 ヶ月以内に審査結果通知(審査意見通知書又は査定書を含む)を送るが、実際審査時間は出願案件が属する技術領域によって決まる。出願人は当局ウェブサイトの「特許出願フォーム及び出願要領」欄から「特許審査の迅速化申請書」をダウンロードして記入後、申請することができる。

本「特許審査の迅速化作業方案」は、先ず一年試行する予定であり、当局が施行情況に基づく検討評価を行ってから、実施継続の可否を決定する。尚、試行段階に於いては政府料金の納付が不要である。

ソース: 台湾 IPO リリース

註1: TIPLO よりのお願ひ 台湾出願は出願時、外国語書面にて出願して出願日を確保する場合もございます。この場合、台湾出願の出願時に提出された外国語明細書のクレームと外国で特許された対応特許案件のクレームとの差異を書面にてご提示頂きたくお願ひ申し上げます。尚、対応外国特許案件のクレームの内容と差異対照説明については日本語又は英語の参考資料をご提示頂きたくお願ひ申し上げます。(2009.01)

22 台湾特許審査の加速審査制度の試行現状について - 早期の制度利用のご案内

ご存知のように台湾特許庁は、特許出願案件等の審査待ち時間を短縮するため、加速審査請求制度を導入し、1年間を試行期間として 2009 年 1 月 1 日より試行を始めました。台湾特許出願は、初審の審査中の段階、又は再審査の段階に属し、且つ、台湾特許出願の対応外国特許出願が特許されて公告され、又は特許されて公告間近の場合、加速審査を請求することができる制度となっています。

試行してから半年を経過し、加速審査請求制度を利用した実際の効果を考察しましたので、お知らせいたします。特許庁の統計により 1 月から 5 月まで、計 164 件の特許出願について、加速審査請求を受け、審査請求日から特許庁の審査結果通知が発行されるまでに要する日数は平均 38 日となり、この統計から見て相当効果があり、加速審査請求制度を利用する価値があると言えます。

この制度を利用する場合、次の書類を提出する必要があります。

- 1、台湾特許出願の対応外国出願が特許されて公告間近な場合、特許査定書及び特許されたクーム、対応外国出願が特許されて公告された場合、特許公報及び特許査定書。
- 2、台湾特許出願のクレームと対応外国出願のクレームの相違点の説明書。
- 3、対応外国出願のクレームの中国語訳文。

特許庁から公告された加速審査請求制度の実施要点によれば、加速審査請求した後、書類完備の日から約 6 ヶ月で審査結果通知を発行するとのことですが、現段階の平均日数 38 日は、当所の見通しより幾分早くなっています。これは試行開始間もない時期で請求件数がまだ少ないためかと思われ、加速審査請求件数が大幅に増え、現段階の平均日数より更に時間が掛かるようになる前にこの制度をご利用になる方がより実益が高いかと思料致します。

上記の情報をご参考にしていただき、必要があれば、加速審査請求のご利用をお勧めいたします。(2009.07)